

第1回 江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会推進会議

次 第

令和4年10月17日(月)午後2時 開会
会場 グリーンパレス2階 千歳・芙蓉

- 1 開会挨拶
- 2 委員紹介
- 3 会長・副会長の選任について
- 4 江戸川区からの報告
- 5 附属機関等への多様な参画を推進するためのガイドラインの策定について
- 6 江戸川区男女共同参画推進計画推進状況調査報告書について
- 7 その他
- 8 閉会

《配付資料》

委員名簿・次第・座席表

資料1-1 江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくり条例

資料1-2 江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくり条例施行規則

資料2 区の組織改正に伴う推進計画の読み替えについて

資料3 男女共同参画を取り巻く社会的背景や国等の動向

資料4-1 議会・審議会・委員会等における女性の登用状況（江戸川区）

資料4-2 議会・審議会・委員会等における女性の登用状況（23区）

資料5-1 江戸川区男女共同参画推進計画推進状況調査報告書

資料5-2 全庁を対象とした取組みの進捗状況

資料6 現状・課題・今後の具体的な取組

資料7 附属機関等への多様な参画を推進するためのガイドライン（案）

○江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくり条例

令和四年三月三十日条例第二号

江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくり条例

目次

前文

第一章 総則（第一条—第八条）

第二章 基本的施策（第九条—第十四条）

第三章 推進体制（第十五条・第十六条）

第四章 雑則（第十七条・第十八条）

付則

日本国憲法に掲げる個人の尊重と法の下での平等の理念の下、国においては、男女雇用機会均等法をはじめとした法制度の整備など、国際社会と連動しながら様々な取組がなされてきました。江戸川区においても、平成十九年に江戸川区男女共同参画推進計画を策定し、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めてきたところです。

しかし、性別等に起因する不当な差別や暴力などの人権侵害や、性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく社会的慣行等により生きづらさを抱える人々が、依然として存在するなど、課題は多く残されています。

性別等に起因する不当な差別や暴力などの人権侵害は決して許されず、私たち一人一人が、それを容認しない意識と、自ら考え主体的に行動する姿勢を不断に持ち続けることが必要です。

誰一人取り残されることのない社会の構築は、人類共通の課題であるとともに、私たち区民の願いです。性別等に起因して、家庭、職場、学校、地域等で制限や排除がされてはなりません。私たちは一人一人異なる存在ですから、性別、性的指向及び性自認をはじめ価値観、生き方なども様々です。性の多様性をはじめ多様な生き方を認め合い、誰も排除しない包摂性を築くことが、地域との絆を基礎とした私たち区民の安心と幸福につながります。

江戸川区はここに、ともに生きるまちを目指す条例（令和三年六月江戸川区条例第十九号）が掲げるまちの姿を踏まえ、国や国際社会とも呼応し、誰もが、性別等の違いを超えて、多様な個人として尊重され、排除されることなく、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、その個性と能力を十分に発揮して、自分らしく生きることのできる社会の実現を目指して、この条例を制定します。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、性の平等と多様性を尊重する社会づくりに関し、その基本となる理念を具体的に明らかにし、江戸川区（以下「区」という。）、区民等、教育関係者及び事業者の責務並びに区の施策の基本的事項等を定めることにより、性の平等と多様性を尊重する社会を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- 一 性の平等と多様性を尊重する社会 全ての人々が、性別等に起因した不当な差別や暴力を受けることなく、多様な個人として尊重され、排除されることなく、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、その個性と能力を十分に発揮して、自分らしく生きることのできる社会をいう。
- 二 性別等 性別（生まれた時に割り当てられた性をいう。以下同じ。）、性的指向及び性自認をいう。
- 三 性的指向 異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、異性と同性両方に向かう両性愛、いかなる他者も恋愛又は性愛の対象としない無性愛等、人の恋愛又は性愛がどのような対象に向かうかを示す指向をいう。
- 四 性自認 自分が女性又は男性であるのか、その中間であるのか、そのどちらでもないのか、流動的であるのか等自らの性に対する自己認識をいう。
- 五 ドメスティック・バイオレンス等 配偶者、交際相手、パートナー等の親密な関係にある者又は親密な関係にあった者からの身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な暴力及び特定の者に対して行うつきまとい行為をいう。
- 六 ハラスメント 他者に対する発言、行動等が、本人の意図に関係なく、不当に相手や周囲の者に不快感若しくは不利益を与えること又は相手の就労環境その他の生活環境を害することをいう。
- 七 メディア・リテラシー 多様な情報伝達媒体からの情報を能動的に解釈し、適切に判断する能力及び表現方法としてこれらを適切に利用して発信する能力をいう。
- 八 区民等 江戸川区内（以下「区内」という。）に居住する者、区内で働く者、区内で学ぶ者その他区内で活動をする者をいう。
- 九 教育関係者 区内において学校教育、社会教育その他の教育に携わる個人及び法人その他の団体をいう。

十 事業者 営利又は非営利にかかわらず、区内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第三条 区は、次に掲げる事項を基本理念として、性の平等と多様性を尊重する社会を推進する。

一 ドメスティック・バイオレンス等、ハラスメント、性別等に起因する不当な差別その他の性別等に起因する人権侵害が根絶されること。

二 全ての人の性的指向及び性自認に関する自己決定が尊重され、性的指向及び性自認に起因する日常生活上の困難等が解消されること。

三 全ての人が、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行にとらわれることなく、その個性と能力を発揮し、自らの意思と責任において多様な生き方を選択できること。

四 全ての人が、性別等にかかわらず、社会の平等な構成員として、あらゆる分野の活動方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されること。

五 学校教育、社会教育その他の教育の場において、性の平等と多様性を尊重する社会を支える意識の形成及びメディア・リテラシーの育成に向けた取組が行われること。

六 全ての人が、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、学校、地域等における活動の調和の取れた生活を営むことができること。

七 全ての人が、妊娠、出産等の性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）を認め合い、生涯にわたり健康で自分らしい生き方を選択できること。

八 国際社会及び国内における性の平等と多様性を尊重する社会に係る取組を積極的に理解し、推進すること。

(区の責務)

第四条 区は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、性の平等と多様性を尊重する社会を実現するための施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 区は、区民等、教育関係者、事業者、国及び他の地方公共団体その他の関係機関等と連携し、協力して性の平等と多様性を尊重する社会を推進するものとする。

(区民等の責務)

第五条 区民等は、性の平等と多様性を尊重する社会について理解を深め、家庭、職場、学校、地域等の活動において、これを実現するよう努めるものとする。

2 区民等は、区が実施する性の平等と多様性を尊重する社会を実現するための施策に協力するよう努めるものとする。

(教育関係者の責務)

第六条 教育関係者は、性の平等と多様性を尊重する社会の推進に果たす教育の重要性を認識し、これを行うよう努めるものとする。

2 教育関係者は、区が実施する性の平等と多様性を尊重する社会を実現するための施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第七条 事業者は、性の平等と多様性を尊重する社会について理解を深め、事業活動を行うに当たり、これを実現するよう努めるものとする。

2 事業者は、全ての人々が家庭、職場、学校、地域等における活動の調和の取れた生活を営むことができるよう環境の整備に努めるものとする。

3 事業者は、区が実施する性の平等と多様性を尊重する社会を実現するための施策に協力するよう努めるものとする。

(禁止事項等)

第八条 何人も、ドメスティック・バイオレンス等、ハラスメント、性別等に起因する不当な差別その他の性別等に起因する人権侵害を行ってはならない。

2 何人も、個人の性的指向、性自認に関して、正当な理由なく、公表を強制し、若しくは禁止し、又は本人の意に反して公にしてはならない。

3 何人も、情報の発信及び流通に当たっては、性別等に起因する人権侵害に当たる表現を用いまいよう十分に配慮しなければならない。

第二章 基本的施策

(推進計画)

第九条 区は、基本理念を実現するための計画（以下「推進計画」という。）を策定し、これに基づき、総合的かつ計画的に性の平等と多様性を尊重する社会を推進するものとする。

2 推進計画の策定に当たっては、あらかじめ第十五条第一項に規定する江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会推進会議の意見を聴くものとする。

3 区は、推進計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 区は、毎年、推進計画に基づく性の平等と多様性を尊重する社会の推進に関する施策の進捗状況を公表するものとする。

(推進施策)

第十条 区は、性の平等と多様性を尊重する社会を実現するため、推進計画に基づき、次に掲げる

施策を行うものとする。

- 一 ドメスティック・バイオレンス等、ハラスメント、性別等に起因する不当な差別その他の性別等に起因する人権侵害の根絶に向けた施策
- 二 多様な性に関する理解の促進と性的指向、性自認に起因する日常生活上の困難等の解消に向けた施策
- 三 性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた施策
- 四 政策決定及びあらゆる場の意思決定の過程における性の平等と多様性を尊重する社会を推進するための施策
- 五 学校教育、社会教育その他の教育の場において、性の平等と多様性を尊重する社会を支える意識の形成及びメディア・リテラシーの育成に向けた施策
- 六 性別等にかかわらず、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、学校、地域等における活動の調和を可能とするための施策
- 七 生涯にわたる妊娠、出産等の性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の確保に向けた施策
- 八 国際社会及び国内における性の平等と多様性を尊重する社会に係る取組についての理解及び推進に向けた施策
- 九 前各号に掲げるもののほか、性の平等と多様性を尊重する社会を実現するために必要な施策（積極的改善措置）

第十一条 区は、性別等に起因する理由により参画する機会に不均衡があると認める場合には、区民等、教育関係者及び事業者と協力し、格差是正のために必要な措置が講ぜられるよう努めるものとする。

（附属機関等の委員）

第十二条 区は、附属機関等の委員の構成について、男女（性別又は性自認に基づく男女をいう。以下同じ。）の数が均衡するよう努めるものとする。

（災害対応における配慮）

第十三条 区は、災害等への対応（災害発生に備えた平常時の対策を含む。）において、性の平等と多様性を尊重する社会の視点に十分配慮するものとする。

（拠点の整備）

第十四条 区は、性の平等と多様性を尊重する社会の推進を図るための拠点を整備するものとする。

第三章 推進体制

(推進会議)

第十五条 性の平等と多様性を尊重する社会を推進するため、江戸川区長（以下「区長」という。）の附属機関として、江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

- 2 推進会議は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議を行う。
 - 一 推進計画の評価、変更その他推進計画に関する重要事項に関すること。
 - 二 区における性の平等と多様性を尊重する社会の推進に関すること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、区長が必要と認めること。
- 3 推進会議は、前項に定めるもののほか、性の平等と多様性を尊重する社会の実現に関し必要があると認めた事項について、調査及び研究を行い、区長に意見を述べることができる。
- 4 推進会議は、区長が委嘱する十二人以内の委員をもって組織する。ただし、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 5 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 推進会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、必要な資料を提出させ、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(苦情申出)

第十六条 区民等、教育関係者及び事業者は、区に対して、区が実施する性の平等と多様性を尊重する社会の推進に関する施策に係る苦情を申し出ることができる。

- 2 区は、前項の規定による申出があったときは、必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。この場合において、区が必要と認めるときは、推進会議の意見を聴いて、処理するものとする。
- 3 区は、第一項の規定による苦情の処理に当たっては、当該苦情を申し出た者に係る情報を保護するとともに、公平かつ適切に行うものとする。

第四章 雑則

(変化への対応)

第十七条 区は、将来の環境及び社会的な状況の変化に対応していくため、必要に応じて、この条例の内容を見直すこととする。

(委任)

第十八条 この条例に定めるもののほか、条例の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）第十四条第三項の規定により策定されている江戸川区男女共同参画推進計画は、第九条第一項の規定により策定された推進計画とみなす。

○江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくり条例施行規則

令和四年三月三〇日規則第一四号

江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくり条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくり条例（令和四年三月江戸川区条例第二号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(推進会議の組織)

第三条 推進会議の委員は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する。

- 一 学識経験者 二人以内
- 二 区民等 十人以内

(推進会議の会長及び副会長)

第四条 推進会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は委員の互選により定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(推進会議の会議)

第五条 推進会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 推進会議は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議は、非公開とする。ただし、推進会議が必要と認めた場合は、会議の一部又は全部を公開することができる。

(推進会議の庶務)

第六条 推進会議の庶務は、総務部総務課において処理する。

(苦情の申出)

第七条 条例第十六条第一項の規定による苦情（以下「苦情」という。）の申出をしようとする者は、区長に対して、苦情申出書（第一号様式）を提出するものとする。

- 2 前項に規定する苦情申出書の提出先は、総務部総務課とする。

(苦情の処理)

第八条 区長は、苦情の申出が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、当該苦情の処理をし

ないものとする

- 一 裁判所において係争中の事案又は裁判所の判決若しくは決定に係る事項
 - 二 不服申立て（行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十四条に規定する不服申立てをいう。以下同じ。）において審理中の事案又は不服申立てに対する裁決等（同条に規定する裁決等をいう。）に係る事項
 - 三 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）その他の法令の規定により処理すべき事項
 - 四 監査委員に住民監査請求を行っている事案に係る事項
 - 五 議会に請願を行っている事案に係る事項
 - 六 専ら私人間の争いであると判断される事項
 - 七 前各号に掲げるもののほか、区長が苦情を処理することが適当でないと認める事項
- 2 区長は、苦情の申出が前項各号のいずれかに該当するときは、当該苦情を処理しない旨を苦情不処理通知書（第二号様式）により当該苦情の申出を行った者に対して通知するものとする。
- 3 区長は、苦情の処理を行ったときは、その結果を苦情処理結果通知書（第三号様式）により当該苦情の申出を行った者に対して速やかに通知するものとする。

（補則）

第九条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

■ 区の組織改正に伴う推進計画の読み替えについて

江戸川区男女共同参画推進計画【平成 29 年度～38 年度（令和 8 年度）】については、計画策定後の区の組織改正に伴う変更について、次に掲げるとおり、読み替えるものとします。なお、第 5 章実施事業（39～50 頁）については、「江戸川区男女共同参画推進計画後期の実施事業等一覧（令和 4 年度～ 8 年度）」（関連ページ参照）の例によります。

	読替箇所	読替前	読替後
1	32 頁 15 行目	女性センター	児童家庭課
2	38 頁 8 行目	女性センター	人権・男女共同参画推進センター
3	38 頁 15 行目	児童女性課	総務課

関連ページ

・江戸川区男女共同参画推進計画（平成 29 年度から 38 年度（令和 8 年度））実施事業等の見直し（後期見直し）

男女共同参画社会を形成していく上で、配偶者暴力やデートDV、性犯罪、ストーカー^{※10}行為等は人権を著しく侵害するものであり、克服すべき重要な課題です。

配偶者暴力についてさらなる啓発活動を行い、加害者にならないための正しい認識や被害者としての気づきを促し、相談窓口の充実と周知、被害者及びその子どもの安全確保のための支援を進めます。

また近年では、若年層を中心としたデートDVによる問題が深刻になっています。暴力がエスカレートし、ストーカー行為や暴力被害につながることもあるため、若年期からの暴力に対する学習機会の増加や被害にあった際の相談窓口の周知、暴力防止への啓発活動を進めます。

被害を受けた際、相談しやすい環境づくりとして、行政機関だけでなく身近な友人、家族、職場の同僚など、周囲の人々の理解と支援も重要です。区民一人ひとりが、暴力は絶対に許されない人権侵害であるとの認識を持ち、根絶を目指します。

① 配偶者等からの暴力被害者に対する相談支援体制の充実

- 女性センターや配偶者暴力相談支援センターなどの相談窓口の周知や関係機関との連携強化を図り、早期発見と被害者の実情に応じた支援を行います。
- 職員のスキルアップを図るとともに、被害者が安心して相談できる体制の整備を進めます。

② 暴力防止のための啓発

- 配偶者暴力等を未然に防止するため、暴力は重大な人権侵害であるという認識を高める教育や周知、啓発活動を進めます。

※10 特定の相手に対し、つきまとい行為等を繰り返して行う人

(1) 区民等との協働

男女共同参画社会実現のためには、区が率先して課題に取り組む必要がありますが、同時に区民・事業者・関係機関等とともに取り組む課題でもあります。区は、相談支援体制の充実や様々な機会をとらえた情報提供、意識啓発などにより、区民等と一丸となって男女共同参画を推進していきます。

(2) 区の推進体制

- 女性センターを男女共同参画推進の拠点として、関係機関との連携やワーク・ライフ・バランス講座、女性に対する暴力相談事業などの事業を一層充実していきます。
- 配偶者からの暴力被害に関しては、配偶者暴力相談支援センターが中心となり、関係機関との緊密な連携による被害者の保護及び暴力防止に取り組めます。
- 男女共同参画に関する研修や事業の推進を通じて、職員一人ひとりに対する理解の浸透を図ります。
- 本計画の推進にあたっては、児童女性課が中心となり、男女共同参画の視点から各施策を点検するとともに、計画の実効性の確保に取り組めます。

(3) 計画の進行管理

計画に位置づけられる事業については各部署による進捗管理のもと、効果を検証・評価し、社会情勢の変化などに応じて見直していきます。

また、本計画の実施事業は5年後に見直しを行い、施策の調整及び進行管理を行います。

男女共同参画を取り巻く社会的背景や国等の動向

- 1 近年の男女共同参画を取り巻く社会的背景2
- 2 (国) 第5次男女共同参画基本計画における分野別方向性8
- 3 東京都の動き11
- 4 東京都男女平等参画推進総合計画 改定計画の体系12
- 5 第5次男女共同参画基本計画 用語解説14

1 近年の男女共同参画を取り巻く社会的背景

(1) 新型コロナウイルス感染症拡大と「新たな日常」への対応

- 新型コロナウイルス感染症の拡大は、女性と男性に対して異なった社会的・経済的影響をもたらしている。外出自粛や休業等による生活不安・ストレスからの配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化が懸念されている。
- 非正規雇用労働者、宿泊、飲食サービス業等への影響が大きいことから、女性の雇用、所得に特に影響が強く現れており、経済的困難に陥るひとり親家庭の増加も危惧される。
- 子育てや介護等の負担増加も懸念されている。
- こうした状況を踏まえ、平時のみならず、常時・緊急時にも機能するセーフティネットの整備を図る必要がある。
- 仕事ではオンライン活用が急拡大したことで、男女ともに新しい働き方の可能性が広がり、働く場所や時間が柔軟化していくことが考えられる。テレワークは、職種や業種等によっては困難な場合もあるが、時間を有効に活用でき、場所の制約を受けない柔軟な働き方を可能にする勤務形態である。
- 地方移住への関心も高まっている中で、地方の経済活性化のチャンスともなり得る。
- また、在宅での働き方の普及は、男性の家事・育児等への参画を促す好機でもある。

(2) 人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加

- 今後、国全体のみならず地方においても人口構成や世帯構成にますます大きな変化が生じることが想定される。女性の活躍を推し進めることは、女性本人の経済的自立や自己実現に資するのみならず、我が国社会全体として、地域社会の担い手の確保や、多様な視点による生産性向上・イノベーションを通じて、経済社会の持続可能性向上にもつながる。

(3) 人生100年時代の到来と働き方・暮らし方の変革

- 令和元（2019）年の我が国の平均寿命は男性81.41歳、女性87.45歳であり、我が国は世界有数の長寿社会を迎えている。また、90歳まで生存する者の割合は男性27.2%、女性51.1%、100歳まで生存する者の割合は男性1.9%、女性7.4%である。このように我が国は女性の過半数が90歳まで生存する社会となっている。一方、平均寿命と健康寿命の差を見ると、男性が8.84歳、女性は12.35歳と、女性の方が約3年長いため、要支援・要介護の状況にある者も女性の方が多くなる。また、今後は、女性のみならず男性も、親や配偶者の介護を担う負担が増大する可能性が高まっている。
- 人生100年時代の到来の一方で、企業も多様な人材が活躍できるように従来の男性片働き世帯が多い時代の「フルタイム、残業・転勤あり、仕事一筋で定年まで」という働き方を改革しつつある。これからは「教育、仕事、老後」という単線型の人生設計ではなく、若いときからその時々的人生ステージにおいてすべての人々が、それぞれの希望に応じた様々な働き方、学び方、生き方を選べるようになることが求められている。
- 男性も女性も若いうちから人生100年時代を意識し、経済的自立や自己実現のための仕事（ワー

ク)と家事・育児・介護といったケアワークに主体的に関わることが、生涯にわたって自立した生活を維持することに役立つ。また、そうした生活と両立しうる持続可能な働き方を実践し、それにとどまらず、仕事以外に個人としての多様な活動に参加し仕事以外の活動の場や役割をもつことが、生涯にわたり豊かな人生をもたらすと考えられる。このように、働き方・暮らし方の変革が求められている。

- 無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス、用語解説 17 頁参照）の存在により、無意識のうちに、性別による差別・区別が生じることもある。働き方・暮らし方の変革の実現にとって、こうした固定的な性別役割分担意識（用語解説 14 頁参照）や無意識の思い込みが大きな障壁となっている。これらは、往々にして幼少の頃から長年にわたり形成されがちであることから、幼少期から性別に基づく固定観念を生じさせないことが重要である。
- 人生 100 年時代の安心の基盤である生涯にわたる健康の実現、学び続け活躍し続けられる環境の整備、仕事と家事・育児・介護等を両立できる環境の整備、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消及び固定観念の打破に取り組むことが求められている。
- 「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2022」（女性版骨太の方針 2022）にて、男性の家庭・地域社会における活躍が史上初めて柱として打ち立てられた。
- 2022 年 7 月 8 日、厚生労働省は女性活躍推進法の省令を改正した。今回の改正で、女性の活躍に関する情報公表項目として「男女の賃金の差異」を追加し、常用労働者 301 人以上の大企業に対し、事業年度の次の事業年度の開始からおおむね 3 ヶ月以内に直近の男女の賃金の差異の実績に関して情報公表を義務化した。

（4）法律・制度の整備と政治分野や経済分野を中心とした女性の政策・方針決定過程への参画拡大

- 主な先進国では、いわゆる管理職（管理的職業従事者）に占める女性の割合が概ね 30%以上となっている一方、我が国では 14.8%（令和元（2019）年）であるなど、役員や管理職等の意思決定過程への女性の登用は十分でなく、国際的に見てもいまだ大きく遅れている。企業としては、女性の育成・登用を着実に進め、管理職、さらには役員へという女性登用のパイプラインを構築することが求められている。
- 第 4 次男女共同参画基本計画を策定後、増加した女性の就業者には、パートや派遣社員等の非正規雇用に従事する者が約 125 万人含まれている。これらの就業形態は多様な就業ニーズに応えるというプラスの面もあるが、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間には給与等の処遇面での格差が存在しており、非正規雇用労働者に女性が多いことと相まって男性と女性の間の待遇差につながっていると考えられる。また、こうした待遇差が、すべての年代の女性の貧困の背景にもなっていると考えられる。したがって、非正規雇用労働者の能力開発やキャリア形成支援等を通じた、待遇改善や正規雇用労働者への転換の取組を進めていくことが必要である。また、女性が十分に活躍できない背景となっている、男性片働き世帯が多い時代に形成されたいわゆる「男性中心型労働慣行」（長期継続雇用を前提に、長時間労働や転勤等を当然とする働き方を前提とした雇用システム）等の見直しも、引き続き進めていくことが重要である。
- 女性の政策・方針決定過程への参画には一定の進捗が見られるものの、諸外国では新しい社会を切り拓く観点から政治分野や経済分野でのジェンダー（用語解説 14 頁参照）平等を進めており、我が国は、現状において大きく差を広げられている。ジェンダー平等を社会変革の推進力としてきた諸外国の水準を目指すとともに、上述の「人口減少社会」や「人生 100 年時代」を明るい未

来にしていくために、男女共同参画社会の実現に向けた取組を一段と加速させることが喫緊の課題である。

(5) デジタル化社会への対応 (Society5.0 (用語解説 16 頁参照))

- 近年の目覚ましい技術革新は、従来にないスピードで社会構造の変革をもたらしている(第4次産業革命)。スマートフォンの普及やセンシング技術の高度化、5Gの普及によって人々の行動やモノの状態はデータとして集約され続けている。蓄積されたビッグデータをAIが解析することで、マーケティングや営業・販売プロセス等で活用されるなど、デジタル技術は我々の生活に深く浸透しつつある。
- デジタル化の進展により、これまで人間の行っていた労働や家事は補助・代替されることとなり、生み出された余剰時間により、新しいサービスモデルの構築(DX:デジタルトランスフォーメーション)の創造が期待される。人々はこれまでの財・サービスの提供のあり方を見直し、または潜在的なニーズを具現化するなど、新事業の創出に注力できるようになる。
- 一方、多くの産業・職業が、情報技術や電子工学、機械工学と密接に関わるため、この分野の人材の獲得競争は世界的に激化しており、性別を問わず人材育成が急務である。OECD諸国においては、女子学生の理工系進学支援によってSTEM分野(理工系教育)やデジタル・テクノロジー分野でのジェンダー・ギャップ(男女間の格差)を縮小させ、経済発展の原動力たるイノベーション領域で女性が公平に評価され、活躍できるような環境整備が急速に進められている。
- デジタル化社会到来の中で、女性が経済的に自立するとともに、快適かつ安全な生活を送るためには、必要なデジタル知識と技能を向上させるなど、デジタル・デバイド(情報格差)を防ぐことが肝要であり、教育や地域社会での取組が求められる。
- 2022年4月に女性デジタル人材育成プランが決定され、デジタルスキル習得支援、デジタル分野への就労支援、全国各地域への横展開に向けた周知・啓発について、官民連携で今後3年間集中して推進することとされた。

(6) 国内外で高まる女性に対する暴力根絶への問題意識

- 性犯罪・性暴力や、配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント等の女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、決して許される行為ではない。
- 世界的にもSNSを中心にセクシュアル・ハラスメントや性暴力などの性被害の経験を告発する大規模な社会運動が起こるなど、女性に対する暴力に関する問題の根深さが改めて浮き彫りになり、これらの問題の根絶を求める声も高まっている。
- 女性に対する暴力の背景には、人権の軽視や社会的・経済的な男性の優位性がある。また、暴力の被害者は、その後も長期にわたる心身の不調から就労が困難となったり、離婚後に経済的な苦境に陥ったりするなど、貧困等生活上の困難と暴力被害が複合的に発生している場合もある。
- 情報通信技術(ICT)の進化やSNSなどの新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、女性に対する暴力も一層多様化している。
- こうした状況を踏まえ、性別に起因する暴力の多様な被害者に対する必要な支援の充実を図るとともに、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて強力的に取り組む必要がある。
- 教育職員等による児童生徒性暴力等が児童生徒等の権利を著しく侵害し、児童生徒に対し生涯にわたって回復し難い心理的外傷その他の心身に対する重大な影響を与えることを防ぐために、性

暴力で教員免許を失効した教員への免許再交付についての基準の厳格化に向けた「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が2021年5月に成立した。

○2017年6月に性犯罪に関する刑法が改正され、親告罪の規定（被害者による告訴がなければ公訴を提起できない規定）がなくなり、告訴がなくても起訴できるようになりました。また、被害者を女性に限定されてきた対象が男性も含めるようになり、法定刑の下限が引き上げられた。

○2022年4月1日に施行される成年年齢引き下げに伴い、アダルトビデオ（AV）出演強要被害の増加が懸念されることから、2022年3月に「アダルトビデオ」出演強要問題緊急対策パッケージがまとめられ、若年層に向けた教育・広報・啓発等の強化、被害者保護に係る各種法制度の運用強化、AV人権倫理機構の自主規制が掲げられた。

○全ての年齢・性別の者についてAV出演被害の防止・被害者の救済を目的とする、AV出演被害防止・救済法が2022年6月に施行された。同法では、出演者に性行為を強制してはならないこと、公序良俗に反する契約や違法な行為を容認するものでも、合法化するものでもないこと等の基本原則を明らかにした上で、制作公表者の書面交付及び説明義務、公表後一定期間の無条件解除権、国などの相談体制等の整備義務、制作公表者等に関する罰則などについて定めた。

○2022年5月19日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が議員立法で成立。

基本理念として、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく支援が実施されるようにすること、人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすることを定めた。

（7）頻発する大規模災害

○大規模災害の発生は、すべての人の生活を脅かすと同時に、男女に異なる影響をもたらし、女性や脆弱な状況にある人々がより深刻な影響を受ける。このような非常時には、平常時における固定的な性別役割分担意識を反映して、増大する家事・育児・介護等の家庭責任が女性・女兒に集中しがちであること、女性がより職を失いやすいこと、配偶者等からの暴力や性被害・性暴力が増加することといったジェンダーに起因する諸課題が一層顕在化するからである。したがって、平常時からあらゆる施策の中に、男女共同参画の視点を含めることが肝要であるとともに、非常時において、女性に負担が集中したり、困難が深刻化したりしないような配慮が求められる。

○4次計画策定後も、平成28年熊本地震、平成29年九州北部豪雨、平成30年7月豪雨、令和元年房総半島台風、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨等、大規模災害が発生し、また、今後、南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害の発生が想定される。

○「地域防災」は、男女が協働し、意思決定することの意義が見えやすい分野であり、地域における男女共同参画を推進するに当たっての、効果的な導入点になり得る。

○今後も、大規模災害が発生する可能性があることを見据え、平常時から防災・復興分野における男女共同参画を推進し、非常時において女性に負担等が集中することがないようにしていく必要がある。

（8）SDGsの達成に向けた世界的な潮流

○男女共同参画社会基本法第7条では、我が国の男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行わなければならないとされている。こうした中、平成27（2015）年9月に国連で持続可能な開発

目標（SDGs、用語解説 15 頁参照）を含む「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、我が国も賛同し、「誰一人取り残さない」社会を目指し、国際社会が一致して取組を進めている。

- 我が国においても、SDGs 実施指針において、日本の「SDGs モデル」の確立に向けた取組の 8 つの柱の一つに「あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現」を掲げている。
- ジェンダー平等及びジェンダーの視点をあらゆる施策に反映（ジェンダー主流化）し、政府機関、民間企業や若者を含めた市民社会などすべてのステークホルダー（利害関係者）が連携して一層の取組を進める。これにより、国際社会と協調して我が国の責務を果たし、ゴール 5 を含む SDGs 全体の達成など、国際的な取組の推進に貢献する。

(9) LGBTQ（レズビアン：同性を恋愛や性愛の対象とする女性、ゲイ：同性を恋愛や性愛の対象とする男性、バイセクシュアル：同性も異性も恋愛や性愛の対象とする人、トランスジェンダー：出生時の戸籍上の性とは異なる性自認を有する人、クィア：性的マイノリティの総称、クエスチョニング：自分のセクシュアリティを探求中の人）に関わる社会動向

- 平成 14 年に「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成 14 年 3 月 15 日閣議決定）に同性愛者への差別といった性的指向（用語解説 16 頁参照）に係る問題の解決に資する施策の検討を行うことが盛り込まれる
- 平成 16 年に性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（平成 15 年法律第 111 号）が施行され、二十歳以上であること・現に婚姻をしていないこと・現に未成年の子がいないこと・生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること・その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていることの 5 項目のいずれにも該当している場合、性別の取扱いの変更の審判をすることができるようになりました。
- 平成 24 年に「自殺総合対策大綱」（平成 24 年 8 月 28 日閣議決定）で自殺の恐れが高い層として「性的マイノリティ」に言及し、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉えて、理解促進の取組を推進する等が取り上げられています。
- 平成 26 年に文部科学省が学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査を公表し、平成 27 年に「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」を出しました。また、平成 28 年には、教職員向けの手引「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」を出しました。
- 平成 27 年に LGBT に関する課題を考える国会議員連盟発足（超党派）。文部科学省が「性的マイノリティ」の児童生徒全般に配慮を求める通知を発出。東京都渋谷区と世田谷区が同性パートナーの証明書の発行を行う制度を開始。「第 4 次男女共同参画基本計画」（平成 27 年 12 月 25 日閣議決定）において性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている場合への対応が盛り込まれる
- 平成 29 年に男女雇用機会均等法（昭和 47 年法律第 113 号）に基づく事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針が施行され、被害者の性的指向・性自認にかかわらず職場におけるセクシュアル・ハラスメントが対象となることが明記された。性的指向や性自認をからかいやいじめの対象とする言動もセクシュアル・ハラスメントに当たり許されないことを明確化する人事院規則の運用通知の改正。いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）に基づく基本方針が改定され、LGBT への対応が盛り込まれる。2020 年東

京オリンピック・パラリンピック大会において開催に必要な物品・サービスの調達基準や運用方法などを定めた調達コードに、LGBT などを含めた「社会的少数者」の権利尊重を規定。性的指向と性自認に関する施策を推進するための地方自治体議員連盟が発足した。

- 「刑法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（平成 29 年 6 月 16 日参議院法務委員会）や「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（平成 29 年 6 月 13 日参議院厚生労働委員会）において、LGBT に関する項目が盛り込まれた。
- SOGI ハラ（SOGI（性的指向）や性自認に関するハラスメント）・アウティング（性的指向や性自認を本人の同意なく第三者に暴露すること）防止策を措置義務とするパワーハラ防止法が 2020 年 6 月に施行された。同法では、SOGI ハラやアウティングを行った人が罰せられるわけではなく、防止策を怠った企業が罰せられる。

(10) ハラスメント関係の法改正の動向

- 仕事の世界における暴力とハラスメントの問題を扱う初の国際労働基準である「仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約」（ILO 第 190 号条約）が採択された。日本は未批准。
- 令和元（2019）年 6 月 5 日に女性の職業生活における活躍の推進等に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法が改正された（令和 2 年 6 月 1 日施行）。本改正により、職場におけるパワーハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となった。
- 労働施策総合推進法では、国の施策に「職場における労働者の就業環境を害する言動に起因する問題の解決の促進」（ハラスメント対策）を明記。
- 労働施策総合推進法では、パワーハラスメント防止対策の法制化。①事業主に対して、パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務（相談体制の整備等）を新設 あわせて、措置の適切・有効な実施を図るための指針の根拠規定を整備 ②パワーハラスメントに関する労使紛争について、都道府県労働局長による紛争解決援助、紛争調整委員会による調停の対象とするとともに、措置義務等について履行確保のための規定を整備
- 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法では、セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の強化。①セクシュアル・ハラスメント等に起因する問題に関する国、事業主及び労働者の責務の明確化 ②労働者が事業主にセクシュアル・ハラスメント等の相談をしたこと等を理由とする事業主による不利益取扱いを禁止し、パワーハラスメント及びいわゆるマタニティ・ハラスメント（上司・同僚からの職場における妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント）についても同様の規定を整備

(11) 男性の育休産休の制度改正の動向

○令和 3 年 6 月に育児・介護休業法が改正され、令和 4 年 4 月 1 日から段階的に施行される。

1 雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置の義務化【令和 4 年 4 月 1 日施行】

(1) 育児休業を取得しやすい雇用環境を整備するため、育児休業・出生時育児休業に関する研修の実施、相談窓口の設置等の 4 項目のうち、いずれかの措置を講ずることを義務化

(2) 妊娠・出産（本人又は配偶者）の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認を行うことを義務化

2 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和【令和4年4月1日施行】

有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件のうち「引き続き雇用された期間が1年以上」の要件を撤廃し、育児・介護休業取得要件を緩和

3 出生時育児休業（産後パパ育休）の創設【令和4年10月1日施行】

育児休業とは別に取得可能。また、子の出生後8週間以内に4週間まで取得することができ、分割して2回まで取得可能

4 育児休業の分割取得等【令和4年10月1日施行】

男性の育児休業取得促進のため子が1歳になるまで、分割して2回まで取得が可能となり、保育所に入所できない等の理由により1歳以降に延長する場合は、育休開始日が柔軟化

5 育児休業取得状況の公表の義務化【令和5年4月1日施行】

常時雇用する労働者数が1,000人を超える事業主に対し、育児休業等の取得の状況を毎年1回以上公表することを義務化

2 (国) 第5次男女共同参画基本計画における分野別方向性

第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- 指導的地位（用語解説15頁参照）に占める女性の割合が2020年代の可能な限り早期に30%程度となるよう目指して取組を進める。
- 改正女性活躍推進法に基づき、新たに義務付けられる取組内容について、あらゆる機会を通じて事業主に対し周知
- 女性の起業・創業の活性化や女性起業家の成長・発展を促進

第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

- 男性の育児休業の取得促進
- 就活セクハラ（OB・OG訪問や、面接などの際に就職活動中の人を受けるセクシュアル・ハラスメント）の防止
- 正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の解消
- 非正規雇用労働者の待遇改善や正規雇用労働者への転換を促進
- 子育て・介護等の両立や仕事から一定期間離れたものに配慮した多様な再就職等の支援を推進
- 再就職希望者等に対するリカレント教育（学校教育から離れた後の社会人の学び直し）を推進し、学び直し等の充実

第3分野 地域における男女共同参画の推進

- 女性デジタル人材の育成や「新たな日常」に対応した多様で柔軟な働き方の定着、様々な課題・困難を抱える女性への支援
- 農業委員や農業協同組合等の理事に占める女性の割合の向上や女性登用ゼロからの脱却に向けた取組
- 自治会をはじめとする地域に根差した組織・団体の長となる女性リーダーを増やすための機運の醸成や女性人材の育成

第4分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進

- 若手研究者ポストや研究費採択で、育児等による研究中断に配慮した応募要件
- 大学や研究機関における、アカデミック・ハラスメントなど各種ハラスメントの防止のための取組
- 女子生徒の理工系進路選択の促進

第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、令和2年から4年の3年間を「集中強化期間」として取組を推進
- 「生命（いのち）を大切にする」「性暴力の加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ように子どもの発達段階に配慮した教育
- 新型コロナウイルス感染症の影響による在宅時間の増加による家庭内の暴力の増加や深刻化に対応するため、DV相談支援体制を強化
- SNS等の若年層に届きやすい広報媒体を活用した啓発活動

第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

- ひとり親家庭への養育費の支払い確保
- 高齢男女の就業を促進
- 人権教育・啓発活動の促進

第7分野 生涯を通じた健康支援

- 子宮頸がん検診・乳がん検診の更なる受診率向上
- 不妊治療の経済的負担の軽減と、不妊治療と仕事との両立に関する職場環境の整備
- 職場等における更年期の健康に関する研修や啓発活動の取組及び相談体制の構築
- 「スポーツ団体ガバナンスコード」※に基づく各中央競技団体における女性理事の目標割合（40%）の達成に向けた取組
※スポーツ団体が適切な組織運営を行う上での原則・規範を示す
- 競技者に対する性的意図をもった写真や動画の撮影・流布などによるハラスメントの防止に向けた取組を推進する。また、各スポーツ団体における、競技者等に対する各種ハラスメント根絶に向けたコンプライアンス（法令遵守）教育の実施

第8分野 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進

- 市町村防災会議について、女性委員のいない会議を早期に解消するとともに、女性委員の割合を増大する取組を促進
- 地方公共団体の災害対策本部について、女性職員や男女共同参画担当職員の配置
- 「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の周知徹底や研修の充実

第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

- 働き方の違いによって不利に扱われることのない、個人の選択に中立的な税制の実現に向け、諸控除の更なる見直しを進める。
- 社会保障制度については、更なる被用者保険（主に個人事業主や、短時間労働のため会社の健康保険に加入できない人が加入する健康保険）の適用拡大を進める。
- 第3号被保険者（国民年金の加入者のうち、厚生年金、共済組合に加入している第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者（年収が130万円未満の人））については、縮小する方向で検討
- 旧姓の通称使用拡大
- 夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進める
- 「新子育て安心プラン」を踏まえた保育の受け皿整備
- 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの受け入れ児童数の拡大

第10分野 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進

- 校長をはじめとする教職員や教育委員会における男女共同参画の理解を促進するとともに、学校教育と社会教育において男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図る。
- 校長・教頭への女性の登用
- 固定的な性別役割分担意識等を打破するとともに、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）による悪影響が生じないように、男女双方の意識改革と理解の促進

第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

- SDGs達成に向けた取組を広範なステークホルダーと連携して推進・実施

3 東京都の動き

- 東京都は、平成12年（2000年）3月に「東京都男女平等参画基本条例」を制定し、この条例に基づき、平成14年（2002年）1月に男女平等参画のための東京都行動計画「チャンス&サポート東京プラン2002」を策定して以降、平成19年（2007年）3月に「同プラン2007」、平成24年（2012年）3月に「同プラン2012」を策定してきた。
- 平成29年（2017年）3月には、女性活躍推進法に基づく「東京都女性活躍推進計画」と、配偶者暴力防止法に基づく「東京都配偶者暴力対策基本計画」の両計画で構成する「東京都男女平等参画推進総合計画」を策定し、令和4年（2021年）3月に改定した。
改定後の「東京都男女平等参画推進総合計画」では、「誰もが安心して働き続けられる社会の仕組みづくり」、「根強い固定的性別役割分担意識等の変革」、「男女間のあらゆる暴力の根絶」の3つの視点から取組を強化・加速することとしている。
- 令和4年度第二回都議会定例会において、東京都男女平等参画基本条例を改正した。
改正内容は、都の審議会等の委員構成について、「男女いずれの性も40%以上」となるよう努めるとともに一つの性のみで組織しないこととし、原則として都の全審議会等に適用することを規定。条例改正に伴い、都の審議会等の委員構成についてクオータ制（用語解説14頁参照）を導入した。
- 平成30年（2018年）10月には、性自認や性的指向等を理由とする差別の解消、及び本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消への取組について規定する「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」を策定し、同条例に基づき「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」を令和元年（2019年）12月に公表した。
- 令和4年（2021年）11月1日より、「東京都パートナーシップ宣誓制度」の運用が開始

①対象者

- 双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者
- 都内在住、在勤又は在学

②概要

- 申請手続は、「東京都パートナーシップ宣誓制度届出等管理システム」（以下「届出システム」という）にて、原則オンラインで完結
- 「東京都パートナーシップ宣誓制度受理証明書」（以下「受理証明書」という）を届出システムにて発行。PC、タブレット端末、スマートフォン等からアクセス可能
- 希望に応じて受理証明書の特記事項欄に「子の名前」を記載することが可能

③受理証明書の活用

- 都営住宅等への入居申し込み、犯罪被害者への支援事業、都立病院における診療情報の提供、里親の認定登録等
- 先行する都内自治体の証明書との相互利用（協定締結）
- 民間事業者の各種サービスや福利厚生における活用の働きかけを実施

4 東京都男女平等参画推進総合計画 計画の体系

ライフ・ワーク・バランスの実現と働く場における女性の活躍推進

- 1 生活と仕事を両立し活躍できる環境づくり
 - (1) 柔軟な働き方の普及・定着促進
 - (2) 雇用機会の均等と女性の職域拡大・登用促進
 - (3) 女性の就業継続やキャリア形成
- 2 妊娠・出産・子育てに対する支援
- 3 介護に対する支援
- 4 職場や就職活動におけるハラスメントの防止
- 5 起業等を目指す女性に対する支援
- 6 育児や介護等を理由とする離職者に対する再就職支援
- 7 生涯を通じた男女の健康支援

男女平等参画の推進に向けたマインドチェンジ

- 1 生活と仕事における意識改革
 - (1) 「働く」の意識改革
 - (2) 男性の家事・育児参画に向けた意識改革
 - (3) 男女平等参画に向けた意識改革
 - (4) 社会制度・慣行の見直し
- 2 教育・学習の充実
 - (1) 学校での男女平等
 - (2) 若者のキャリア教育の推進
 - (3) 多様な学習・研修機会等の提供
- 3 あらゆる分野における女性の参画拡大
 - (1) 政治・行政等分野
 - (2) 防災・復興分野
 - (3) 地域活動

多様な人々の安心な暮らしに向けた支援

- 1 ひとり親家庭への支援
- 2 高齢者への支援
- 3 若年層への支援
- 4 障害者への支援
- 5 性的少数者への支援

配偶者暴力をめぐる現状等

- 1 都・国の動き
- 2 計画の位置づけ

- 3 暴力のない社会の実現に向けて
- 4 計画の体系
- 5 配偶者暴力対策を進めるに当たっての中心的視点等

配偶者暴力対策

- 1 暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発見
- 2 多様な相談体制の整備
- 3 安全な保護のための体制の整備
- 4 自立生活再建のための総合的な支援体制の整備
- 5 関係機関・団体等の連携の推進
- 6 人材育成の推進
- 7 二次被害防止と適切な苦情対応
- 8 調査研究の推進

男女平等参画を阻害する様々な暴力への対策

- 1 性暴力被害者に対する支援
- 2 ストーカー被害者に対する支援
- 3 セクシュアル・ハラスメント等の防止
- 4 性・暴力表現等への対応

5 第5次男女共同参画基本計画 用語解説

用語	解説
ESG 投資	財務情報だけでなく、環境 (Environment)・社会 (Social)・ガバナンス (Governance) 要素も考慮した投資のこと。
M 字カーブ	日本の女性の労働力人口比率 (労働力率、労働参加率) 又は就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30 歳代を谷とし、20 歳代後半と 40 歳代後半が山になるアルファベットの M のような形になることをいう。 この背景には、結婚や出産を機に労働市場から退出し、子育てが一段落すると再び労働市場に参入する女性が多いということが考えられる。 なお、10 年前と比較すると、全ての年齢階級で労働力人口比率は上昇しており、グラフの全体の形は M 字型から欧米先進諸国で見られるような台形に近づきつつある。
エンパワーメント	自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること。
家族経営協定	家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと。
クォータ制 (割当制)	積極的改善措置 (ポジティブ・アクション) の手法の一つであり、人種や性別などを基準に一定の人数や比率を割り当てる制度のこと。
固定的な性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。
ゴール・アンド・タイムテーブル方式	積極的改善措置 (ポジティブ・アクション) の手法の一つであり、達成すべき一定目標と達成までの期間の目安を示してその実現に努力する方式のこと。本計画における「成果目標」の設定も「ゴール・アンド・タイムテーブル方式」の一つである。
「JK ビジネス」問題	児童の性を売り物にする営業の一つで、「JK」、すなわち「女子高校生」などの 18 歳に満たない者を雇い、表向きには性的サービスを行わない健全な営業を装いながら、「裏オプション」等と称し、児童による性的なサービスを客に提供させているものの問題。
ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。 人間には生まれつきの生物学的性別 (セックス / sex) がある。 一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー / gender) という。 「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。
ジェンダー統計	男女間意識による偏り、格差及び差別の現状並びにその要因や現状が生み出す影響を客観的に把握するための統計のこと。

ジェンダー主流化	あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するため、全ての政策、施策及び事業について、ジェンダーの視点を取り込むこと。
ジェンダー予算	政策策定、予算編成、執行、決算、評価など予算の全過程に男女共同参画の視点を反映し、男女共同参画を促進するようにしていくこと。 男女共同参画社会の形成に影響を与え得る全ての施策が対象となり得る。 「ジェンダー予算」に定まった手法は確立されておらず、各国で多様な取組が行われている。
持続可能な開発のための2030アジェンダ（持続可能な開発目標：SDGs）	平成27(2015)年9月に国連で採択された、平成28(2016)年から令和12(2030)年までの国際目標。 「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むため、先進国を含む国際社会全体の目標として、2030年を期限とする包括的な17の目標（Sustainable Development Goals：SDGs）を設定。 ゴール5ではジェンダー平等の達成と全ての女性及び女兒のエンパワーメントが掲げられており、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものとされている。
指導的地位	「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に係る数値目標（「2020年30%」の目標）のフォローアップについての意見」（平成19年2月14日男女共同参画会議決定）においては、「国連のナイロビ将来戦略勧告及びジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）の算出方法を踏まえ、①議会議員、②法人・団体等における課長相当職以上の者、③専門的・技術的な職業のうち特に専門性が高い職業に従事する者とするのが適当と考える」との意見が出されている。
女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）	昭和54年（1979年）に国連総会で我が国を含む130か国の賛成によって採択され、昭和56年（1981年）に発効。我が国は昭和60年（1985年）に批准。 女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定する。 なお、同条約第1条において、「この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。」と規定されている。

<p>性的指向・性自認（性同一性）</p>	<p>性的指向（Sexual Orientation）とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念である。</p> <p>性自認（Gender Identity）とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念である。</p> <p>性的指向と性自認の頭文字を取った「SOGI」という用語もある。</p> <p>なお、性的指向について、例えば、レズビアン（同性を恋愛や性愛の対象とする女性）、ゲイ（同性を恋愛や性愛の対象とする男性）、バイセクシュアル（同性も異性も恋愛や性愛の対象とする人）等の呼称、性自認について、例えば、トランスジェンダー（出生時の戸籍上の性とは異なる性自認を有する人）等の呼称があり、これらの頭文字を取った「LGBT」という用語が、性的少数者（セクシュアルマイノリティ）を表す言葉の一つとして使われることもある。</p>
<p>積極的改善措置（ポジティブ・アクション）</p>	<p>男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう（男女共同参画社会基本法第2条第2号）。</p> <p>また、同法第8条は、国の責務として、国が、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する旨、規定している。</p> <p>男女間において形式的な機会の平等が確保されていても、社会的・経済的な格差が現実に存在する場合には、実質的な機会の平等を担保するために積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の導入が必要となる。</p>
<p>仙台防災枠組 2015-2030</p>	<p>2015年3月に仙台で開催された第3回国連防災世界会議において採択された新たな国際的な防災の枠組。</p> <p>正式名称は、「Sendai Framework for Disaster Risk Reduction 2015-2030」。</p> <p>2005年の第2回国連防災世界会議において採択された兵庫行動枠組の後継となる枠組。</p> <p>事前の防災投資、「より良い復興（Build Back Better）」、多様な主体の参画によるガバナンス、人間中心の予防的アプローチ、女性のリーダーシップの重要性等、日本が重視する点が盛り込まれた。</p>
<p>Society 5.0</p>	<p>狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画（平成28年1月22日閣議決定）において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。</p> <p>サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）のこと。</p>

ダイバーシテイ	「多様性」のこと。 性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。
ブロッキング	インターネットにアクセスするためのサービスを提供しているインターネット接続業者（ISP）等において、通信当事者の同意を得ることなく、特定のサイト又はウェブページへのアクセスを遮断することにより、その閲覧を防止する措置の一つ。
見える化	関連する情報やデータを公開することにより、各主体の気付きを促し、問題意識を高め、自ら改善する努力を促進する取組のこと。
無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）	誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていく。
メディア・リテラシー	メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。
リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）	リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6年（1994年）の国際人口開発会議の「行動計画」及び平成7年（1995年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。 また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができる」という基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。 なお、妊娠中絶については、「望まない妊娠の防止は常に最優先課題とし、妊娠中絶の必要性をなくすためにあらゆる努力がなされなければならない。」とされている。 定義の詳細については、第4回世界女性会議 行動綱領（1995）のパラグラフ 94、95、106（k）を参照。 URL: https://www.gender.go.jp/international/int_norm/int_4th_kodo/index.html
リベンジポルノ	元交際相手の性的な写真等を撮影対象者の同意なくインターネット上に公開することなどをいう。
ロコモティブシンドローム（運動器症候群）	運動器の障害のために自立度が低下し、介護が必要となる危険性の高い状態のこと。 ロコモティブシンドロームの予防の重要性が認知されれば、個々人の行動変容が期待でき、国民全体として運動器の健康が保たれ、介護が必要となる国民の割合を減少させることが期待できる。

議会・審議会・委員会等における女性の登用状況

資料4-1

I 議会

(令和4年4月1日現在)

No	名 称	現員数	女性議員	女性比率
1	議会	40	11	27.5%

II 審議会等

(令和4年4月1日現在)

No	名 称	総委員数	女性委員	女性比率
1	江戸川区防災会議	73	3	4.1%
2	民生委員推薦会	14	5	35.7%
3	公害健康被害認定審査会	8	0	0.0%
4	国民健康保険事業の運営に関する協議会	20	2	10.0%
5	土地区画整理審議会(上篠崎1丁目北部)	10	0	0.0%
6	土地区画整理評価員(上篠崎1丁目北部)	3	1	33.3%
7	建築審査会	5	1	20.0%
8	青少年問題協議会	26	4	15.4%
9	都市計画審議会	24	1	4.2%
10	景観審議会	7	3	42.9%
11	大気汚染障害者認定審査会	5	0	0.0%
12	江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会推進会議			-
13	財産価格審議会	12	1	8.3%
14	公害健康被害補償診療報酬審査会	6	0	0.0%
15	建築紛争調停委員会	3	0	0.0%
16	文化財保護審議会	12	3	25.0%
17	明るい選挙推進委員連絡会	151	53	35.1%
18	消防団運営委員会	19	5	26.3%
19	情報公開及び個人情報保護審査会	5	2	40.0%
20	行政不服審査会	3	0	0.0%
21	スポーツ推進委員	49	22	44.9%
22	青少年委員	54	20	37.0%
23	感染症の診査に関する協議会	10	0	0.0%
24	廃棄物減量等推進審議会	15	6	40.0%
25	介護認定審査会	141	31	22.0%
26	障害認定審査会	30	9	30.0%
27	江戸川区国民保護協議会	73	3	4.1%
28	公契約審査会	5	1	20.0%
29	公契約監視委員会	3	1	33.3%
30	労働報酬等審議会	6	1	16.7%
31	小児慢性特定疾病審査会	5	2	40.0%
32	江戸川区児童福祉審議会	16	5	31.3%
33	江戸川区子ども・子育て応援会議	28	9	32.1%
34	江戸川区子どもの権利擁護委員	5	3	60.0%
35	江戸川区健全財政推進区民懇話会	5	1	20.0%
36	文化振興審議会	6	1	16.7%
37	スポーツ栄誉賞審議会	43	3	7.0%
38	表彰審査会	6	1	16.7%
39	諏訪善行賞表彰審査委員会	6	1	16.7%
40	江戸川区外部評価委員会	5	1	20.0%
41	学校給食調理業務の民間委託業者選定委員会	10	3	30.0%
42	学校保健委員会	24	8	33.3%
43	自殺防止連絡協議会	30	7	23.3%
44	江戸川区健康づくり推進協議会	22	5	22.7%
45	江戸川区移動等円滑化促進方針策定協議会	21	3	14.3%
46	エコタウンエドがわ推進本部	25	6	24.0%
47	江戸川区気候変動適応計画策定に関する有識者会議	5	1	20.0%
	合 計	1054	238	22.6%

III 行政委員会

(令和4年4月1日現在)

No	名 称	総委員数	女性委員	女性比率
1	教育委員会	5	2	40.0%
2	選挙管理委員会	4	0	0.0%
3	監査委員	4	1	25.0%
4	農業委員会	13	0	0.0%
	合 計	26	3	11.5%

IV 総計(議会を除く)

(令和4年4月1日現在)

No	名 称	現員数	女性委員	女性比率
1	行政委員会	26	3	11.5%
2	審議会等	1054	238	22.6%
	総 計	1080	241	22.3%

参考 女性委員がない理由

No	理 由
1	議会の選挙によるため、関与できない。
2	推薦や立候補がないため。
3	委員について女性の登用を妨げておらず、関連団体からの推薦を根拠とし任命実施している。
4	立候補制のため。
5	選出に性別の区別はなく適任者が男性だったため。
6	選定当時の候補者に女性がいなかったため。
7	協議会の委員は法律に基づき専門分野毎の任命を行っているが、女性の登用を妨げておらず、関連団体や専門医療機関からの推薦等、専門性を根拠とし任命実施している。

議会・審議会・委員会等における女性の登用状況（23区）

令和4年4月1日現在

区市町村	地方自治法（第202条の3）に定める審議会					地方自治法（第180条の5）に定める委員会					その他審議会等					総計					順位
	審議会等数	うち女性委員のいる委員会数	委員総数	女性委員数	割合（％）	委員会等数	うち女性委員のいる委員会数	委員総数	女性委員数	割合（％）	委員会等数	うち女性委員のいる委員会数	委員総数	女性委員数	割合（％）	委員会等数	うち女性委員のいる委員会数	委員総数	女性委員数	割合（％）	
千代田区	34	32	481	133	27.7%	3	2	12	3	25.0%	43	40	700	238	34.0%	80	74	1,193	374	31.3%	14
中央区	23	22	444	109	24.5%	3	2	11	3	27.3%	31	28	534	157	29.4%	57	52	989	269	27.2%	20
港区	43	40	922	319	34.6%	3	1	13	1	7.7%	52	52	827	316	38.2%	98	93	1,762	636	36.1%	6
新宿区	41	40	735	238	32.4%	3	3	13	4	30.8%	46	42	932	385	41.3%	90	85	1,680	627	37.3%	4
文京区	29	28	532	169	31.8%	3	3	11	4	36.4%	38	34	760	263	34.6%	70	65	1,303	436	33.5%	11
台東区	35	34	702	198	28.2%	3	2	12	3	25.0%	40	36	630	168	26.7%	78	72	1,344	369	27.5%	19
墨田区	56	49	981	303	30.9%	3	2	12	2	16.7%	7	4	101	7	6.9%	66	55	1,094	312	28.5%	18
江東区	30	30	668	159	23.8%	3	2	13	3	23.1%	29	27	582	217	37.3%	62	59	1,263	379	30.0%	15
品川区	32	29	583	127	21.8%	3	2	13	4	30.8%	26	26	667	300	45.0%	61	57	1,263	431	34.1%	8
目黒区	36	35	524	194	37.0%	3	3	13	4	30.8%	19	19	262	114	43.5%	58	57	799	312	39.0%	3
大田区	33	27	746	176	23.6%	3	1	13	3	23.1%	50	47	1,832	582	31.8%	86	75	2,591	761	29.4%	16
世田谷区	44	41	871	299	34.3%	4	3	34	5	14.7%	39	38	609	220	36.1%	87	82	1,514	524	34.6%	7
渋谷区	36	29	1,109	374	33.7%	3	3	14	8	57.1%	10	10	173	56	32.4%	49	42	1,296	438	33.8%	10
中野区	33	27	499	163	32.7%	3	3	13	5	38.5%	37	36	936	462	49.4%	73	66	1,448	630	43.5%	1
杉並区	45	38	725	242	33.4%	4	3	24	6	25.0%	43	33	1,361	470	34.5%	92	74	2,110	718	34.0%	9
豊島区	50	50	785	259	33.0%	3	3	13	4	30.8%	23	23	871	400	45.9%	76	76	1,669	663	39.7%	2
北区	37	36	689	174	25.3%	3	1	14	3	21.4%	35	29	1,169	323	27.6%	75	66	1,872	500	26.7%	21
荒川区	27	20	412	89	21.6%	3	1	12	1	8.3%	32	30	530	148	27.9%	62	51	954	238	24.9%	22
板橋区	33	33	601	176	29.3%	4	3	25	3	12.0%	44	39	1,736	573	33.0%	81	75	2,362	752	31.8%	13
練馬区	33	32	657	214	32.6%	4	3	29	5	17.2%	30	27	386	169	43.8%	67	62	1,072	388	36.2%	5
足立区	54	54	888	307	34.6%	4	1	23	2	8.7%	28	28	924	293	31.7%	86	83	1,835	602	32.8%	12
葛飾区	32	32	662	201	30.4%	4	2	25	3	12.0%	13	12	250	67	26.8%	49	46	937	271	28.9%	17
江戸川区	33	26	846	197	23.3%	4	2	26	3	11.5%	13	13	208	41	19.7%	50	41	1,080	241	22.3%	23

江戸川区男女共同参画推進計画
推進状況調査報告書
(平成29年度～令和3年度実施分)

令和4年10月
江戸川区

はじめに

江戸川区は、平成 29 年 3 月に、平成 29 年度から令和 8 年度までを計画期間とする「江戸川区男女共同参画推進計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

計画期間の中間年度にあたる令和 3 年度には、令和 4 年度から令和 8 年度までの後期の実施事業等の見直しを行ったところです。

推進状況調査報告書は、計画に位置づけられている実施事業の進捗状況を把握し、その効果を検証・評価するものです。

今回の報告書は、前期最終年の令和 3 年度までの実施事業の進捗状況をまとめたものです。

目次

1	江戸川区男女共同参画推進計画事業評価まとめ	1
2	江戸川区男女共同参画推進計画の体系図	3
3	江戸川区男女共同参画推進計画 推進状況報告書	4
	重点目標 1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち	4
	重点目標 2 男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち	20
	重点目標 3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち	29
4	江戸川区における政策決定過程への女性の参画状況	45

(1) 担当部署の評価

【評価基準】

- A : 計画通りできた
- B : 概ね計画通りにできた
- C : あまり計画通りにできなかった
- D : 実施していない、または廃止した

(2) 今後の方向性

【区分】

- 拡充 : 今後内容を充実していく事業
- 継続 : 現状の取組を継続していく事業
- 縮小・見直し : 取組内容の見直しを行う事業
- 廃止 : 廃止する事業

(3) 再掲載の事業について

複数の方向性に関わる事業については、計画のなかで再掲載していますが、この報告書では、最初の掲載箇所にて成果を集約しています。

(4) 全庁的に取り組む事業について

「46 発行物における表現の配慮」及び「48 区施設のバリアフリー化の促進」については、2 頁【全庁的に取り組む事業】で掲載しています。

「53 審議会等における区民委員等の参画」については、45 頁「江戸川区における政策決定過程への女性の参画状況」で掲載しています。

1 江戸川区男女共同参画推進計画事業評価まとめ

重点目標1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち

令和3年度末時点での進捗評価においては、全体の42.9%(全42事業のうち18事業)が「計画通り(または計画以上)に順調に推移している」、全体の52.4%(全42事業のうち22事業)が「概ね計画通り順調に推移している」と評価されています。

各方向性の事業数における「進捗評価A」の割合をみると、『女性の就労における男女共同参画に関する理解の促進』が100.0%で最も高く、『女性の活躍推進』が85.7%、『男性中心型労働慣行の改善』が45.5%、『多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備』が22.7%となっています。

方向性	事業数	進捗評価(令和3年度)			
		A	B	C	D
(1) 就業における男女共同参画の推進					
①男性中心型労働慣行の改善	11	5	6	0	0
②女性の就労における男女共同参画に関する理解の促進	2	2	0	0	0
③女性の活躍推進	7	6	1	0	0
(2) ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援					
①多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備	22	5	15	2	0
計	42	18	22	2	0

重点目標2 男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち

令和3年度時点での進捗評価においては、全体の47.1%(全17事業のうち8事業)が「計画通り(または計画以上)に順調に推移している」、全体の52.9%(全17事業のうち9事業)が「概ね計画通り順調に推移している」と評価されています。

各方向性の事業数における「進捗評価A」の割合をみると、『地域活動における男女共同参画の推進』が75.0%で最も高く、『人権教育を通じた多様な性に対する理解促進』・『多様な視点を反映した地域防災力の向上』が50.0%、『男女共同参画の視点に立った意識啓発の推進』が33.3%となっています。

方向性	事業数	進捗評価(令和3年度)			
		A	B	C	D
(1) 男女共同参画の理解促進と教育の充実					
①男女共同参画の視点に立った意識啓発の推進	9	3	6	0	0
②人権教育を通じた多様な性に対する理解促進	2	1	1	0	0
(2) 地域活動への男女共同参画による活性化					
①地域活動における男女共同参画の推進	4	3	1	0	0
②多様な視点を反映した地域防災力の向上	2	1	1	0	0
計	17	8	9	0	0

【全庁的に取り組む事業】

全庁的に取り組む事業の令和3年度時点での評価においては、発行物における表現の配慮が全体の69.3%(全75課のうち52課)が「徹底して実施できていた」、区施設のバリアフリー化の促進は40.0%(全75課のうち30課)が「徹底して実施できていた」と評価されています。

方向性	回答部署	該当なし	進捗評価(令和3年度)					
			5	4	3	2	1	
(1)男女共同参画の理解促進と教育の充実								
②人権教育を通じた多様な性に対する理解促進								
46	発行物における表現の配慮	75	14	52	7	2	0	0
48	区施設のバリアフリー化の促進	75	23	30	19	2	0	1

※進捗については、以下の5段階

- 5：徹底して実施できていた
- 4：ほぼ実施できた
- 3：概ね実施した
- 2：あまり実施していなかった
- 1：実施していなかった

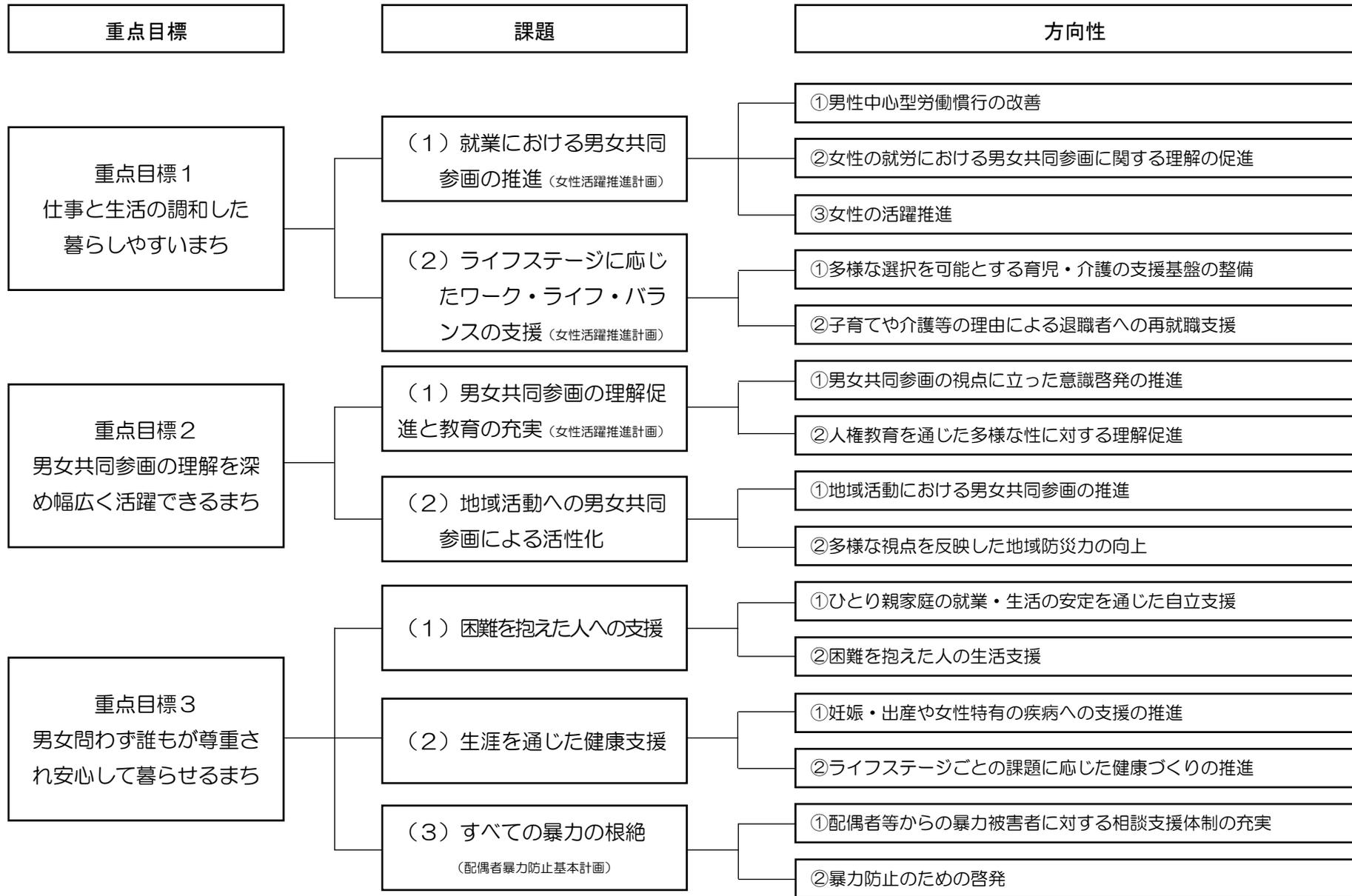
重点目標3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち

令和3年度時点での進捗評価においては、全体の80.4%(全56事業のうち45事業)が「計画通り(または計画以上)に順調に推移している」、全体の14.3%(全56事業のうち8事業)が「概ね計画通り順調に推移している」と評価されています。

各方向性の事業数における「進捗評価A」の割合をみると、『配偶者等からの暴力被害者に対する相談支援体制の充実』が100.0%で最も高く、『妊娠・出産や女性特有の疾病への支援の推進』が93.8%、『ひとり親家庭の就業・生活の安定を通じた自立支援』が85.7%、『ライフステージごとの課題に応じた健康づくりの推進』が83.3%、『困難を抱えた人の生活支援』が60.0%、『暴力防止のための啓発』が50.0%となっています。

方向性	事業数	進捗評価(令和2年度)			
		A	B	C	D
(1)困難を抱えた人への支援					
①ひとり親家庭の就業・生活の安定を通じた自立支援	14	12	1	0	1
②困難を抱えた人の生活支援	10	6	4	0	0
(2)生涯を通じた健康支援					
①妊娠・出産や女性特有の疾病への支援の推進	16	15	0	0	1
②ライフステージごとの課題に応じた健康づくりの推進	6	5	0	1	0
(3)すべての暴力の根絶					
①配偶者等からの暴力被害者に対する相談支援体制の充実	4	4	0	0	0
②暴力防止のための啓発	6	3	3	0	0
計	56	45	8	1	2

2 江戸川区男女共同参画推進計画の体系図



3 江戸川区男女共同参画推進計画 推進状況報告書

重点目標									
課題									
方向性									
	取組	内容	これまで実施した取組内容	評価	現状・課題	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署	
重点目標1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち									
(1) 就業における男女共同参画の推進									
①男性中心型労働慣行の改善									
1	男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知	待遇や職務内容等における男女平等の実現に向け、仕事と家庭生活の両立を促進するための情報の周知を行う。	各所属からの依頼により、広報誌への掲載(2回) 区ホームページ(28コンテンツ) SNSへの掲載(Twitter16回、Facebook14回、LINE4回) 区民ニュース(5回) 実施した。	A	広報誌や SNS、区民ニュースへの掲載を引き続き各所属と連携して継続していく。	継続	継続して、各所属と連携して情報が区民に行き届くように区HP、広報誌、SNS、区民ニュース等による周知を行っている。 また、新規情報発信ツール導入時には全庁的に周知し、積極的な配信を実施していく。	広報課	
			<ul style="list-style-type: none"> ワーク・ライフ・バランス推進企業を表彰し、その取組を区ホームページ、広報えどがわで紹介 産業ときめきフェアで受賞企業のブースを確保し、取組を紹介 	B	<ul style="list-style-type: none"> 労働法等の整備により、ワーク・ライフ・バランスについて、中小企業等へも一定程度取組が浸透している。 中小企業等のワーク・ライフ・バランスに対する取組のみにスポットを当てるのではなく、今後は男女共同参画やSDGs推進と一体的な取組として推進していくことが求められている。 	縮小・見直し	<ul style="list-style-type: none"> ワーク・ライフ・バランス事業は、令和3年度より企画課企画係から総務課人権啓発係に事務移管し、男女共同参画と一体となって、効果的に事業展開を実施する。 ワーク・ライフ・バランス推進企業表彰は一定の役割を終えたため、令和2年度末に廃止した。 それに伴い「江戸川区仕事と生活の調和推進協議会」も令和2年度末に廃止した。 	企画課	

		取組	内容	これまで実施した取組内容	評価	現状・課題	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
				<p>若手・女性リーダー開業応援プログラム助成事業のパンフレット（都作成）を窓口に設置する。また、新型コロナウイルス感染症に係る支援策の紹介パンフレットを作成する際に使用する写真を働く女性の姿を起用するなどして働く女性のイメージアップや女性の就労支援につながるよう取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画週間記念講演会やパネル展示の実施により啓発周知 ・ワーク・ライフ・バランス講座実施時に情報周知 ・えどがわパバスクール（父子参加の親子コンサート）実施時に情報周知 	B	もう一歩進んだ仕事と家庭の両立促進の情報周知までには至らなかった。	継続	当課でパンフレットを作成する際には働く女性が活躍している写真を積極的に使用したり、働く女性を応援する施策の広報誌等は目立つところに配架するなど継続して情報周知に努める。	産業経済課
				<ul style="list-style-type: none"> ・ワーク・ライフ・バランス講座実施により、家事育児参画や時短家事による仕事両立支援の情報を周知。 <p>参加者実績 H28：89名、H29：69名、H30：35名、H31：26名、R2・R3：新型コロナウイルス感染拡大により中止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・父子で参加できる「男性向け料理講座」実施により男性の家事参画と育児参加を促した。 <p>参加者実績 H28：34名、H29：44名、H30：28名、H31：48名、R2・R3：新型コロナウイルス感染拡大により中止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・えどがわパバスクール（父子参加の親子コンサート）実施により男性の家事参画と育児参加を促した。 <p>参加者実績（親子計） H28：283名、H29：192名、H30：200名、H31：189名、R2・R3：新型コロナウイルス感染拡大により中止</p>	A	現状：イベントや啓発資料配布により啓発を実施 課題：広報スタンドやSNS等は十分に活用できていない。	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・オンラインの活用により、来場者のみであった周知対象を全区民に広げ、若年層の取り込みも図る。 ・SNS 発信回数を年5回以上に増やす。 	総務課
	2	ワーク・ライフ・バランス講座	男性の家事参加を促進する講座を実施することにより、男性中心型労働慣行の改善を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーク・ライフ・バランス講座実施により、家事育児参画や時短家事による仕事両立支援の情報を周知。 <p>参加者実績 H28：89名、H29：69名、H30：35名、H31：26名、R2・R3：新型コロナウイルス感染拡大により中止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・父子で参加できる「男性向け料理講座」実施により男性の家事参画と育児参加を促した。 <p>参加者実績 H28：34名、H29：44名、H30：28名、H31：48名、R2・R3：新型コロナウイルス感染拡大により中止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・えどがわパバスクール（父子参加の親子コンサート）実施により男性の家事参画と育児参加を促した。 <p>参加者実績（親子計） H28：283名、H29：192名、H30：200名、H31：189名、R2・R3：新型コロナウイルス感染拡大により中止</p>	A	現状：来場型のイベントはおおむね好評 課題：会場の定員により希望者全員が参加できない場合がある。	継続	オンライン講座やオンデマンド配信の実施により、来場方式よりも定員を増やし、かつ自宅などの好きな場所・好きな時間に参加しやすい環境を提供する。	総務課

		取組	内容	これまで実施した取組内容	評価	現状・課題	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
	3	ワーク・ライフ・バランス推進に取り組む企業への支援	ワーク・ライフ・バランス推進に取り組む企業の下記の事業用設備・運転資金について、区内金融機関による低利・長期の融資を斡旋し、信用保証料の補助に加え、利子補給の優遇措置の対象とする。 ①事業所内保育施設の設置・改修など、従業員が仕事と家庭生活を両立できる職場環境及び男女が共に働きやすい職場の実現のための設備の導入費用 ②SDGs 活動企業(ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる企業)の事業に必要な運転資金、設備資金。	SDGs、ワーク・ライフ・バランス推進に取り組む企業の事業用運転・設備資金を区内金融機関による低利・長期の融資を斡旋し、信用保証料の補助に加え、利子補給の優遇措置を行った。 融資実行実績： H29年度(5) H30年度(3) H31年度(0)、R2年度(0) R3年度(1)	B	現状：令和2年度まではワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる企業の事業用運転資金を対象としていたが令和3年度よりSDGs 活動企業の運転・設備資金に対象者を広げ実施した。 課題：SDGs 融資については、認知度向上のため周知活動の必要あり	継続	①事業所内保育施設の設置・改修など、従業員が仕事と家庭生活を両立できる職場環境及び男女が共に働きやすい職場の実現のための設備の導入費用については、事業を継続する。 ②SDGs 活動企業(ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる企業)の事業に必要な運転資金、設備資金の支援について事業を継続する。	産業経済課
	4	ワーク・ライフ・バランス推進企業の表彰	子育てや介護を両立しやすい職場環境や長時間労働の削減などに取り組む企業を表彰することで、男女共同参画や女性の活躍を支援する。	平成23年度より、仕事と生活の調和の取組を推進している中小企業等を「江戸川区仕事と生活の調和推進協議会」で選定し「ワーク・ライフ・バランス推進企業」として表彰してきた。 ・区ホームページ、広報などがわで受賞企業を紹介 ・産業ときめきフェアでブースを確保し、受賞企業を紹介	B	・労働法等の整備により、ワーク・ライフ・バランスについて、中小企業等へも一定程度取組が浸透している。 ・中小企業等のワーク・ライフ・バランスに対する取組のみにスポットを当ててはならず、今後は男女共同参画やSDGs 推進と一体的な取組として推進していくことが求められている。	廃止	・ワーク・ライフ・バランス事業は、令和3年度より企画課企画係から総務課人権啓発係に事務移管し、男女共同参画と一体となって、効果的に事業展開を実施する。 ・それに伴い「江戸川区男女共同参画推進区民会議」にて検討していくため「江戸川区仕事と生活の調和推進協議会」は令和2年度末に廃止した。 ・ワーク・ライフ・バランス推進企業表彰も一定の役割を終えたため、令和2年度末に廃止した。	産業経済課 企画課
	5	社会的要請型総合評価一般競争入札における評価	ワーク・ライフ・バランス推進や女性の活躍推進の取組に関する評価項目を設け、取組を行っている事業者に対して評価の加点を行う。	女性活躍推進の取組として、新規雇用(過去3年間)継続雇用(3ヶ月以上)や、女性が働きやすい環境づくり(現場に女性トイレ、更衣室の設置等)の実績について評価した(0.2点)	A	現状：令和3年度学校改築工事、入札参加事業者10事業者の中8事業者が評価点を獲得 課題：社会的要請型総合評価一般競争入札の対象案件が少なく、効果が限定的である。また、建設業界は比較的男性技術職員が多い職種であるため、評価点の獲得に至らない事業者もある。	継続	今後の社会的要請型総合評価一般競争入札における評価の内容、点数配分について検討していく。 (えるぼし認定等の活用)	用地経理課

			取組	内容	これまで実施した取組内容	評価	現状・課題	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
		6	「江戸川区仕事と生活の調和推進協議会」の運営	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、学識経験者、産業分野、労働分野、区民等の代表と広く意見交換を行う。	平成23年度より、「江戸川区仕事と生活の調和推進協議会」においてワーク・ライフ・バランスの推進に向けて広く意見交換を行うとともに、仕事と生活の調和の取組を推進している中小企業等を選定し「ワーク・ライフ・バランス推進企業」として表彰してきた。	B	<ul style="list-style-type: none"> 労働法等の整備により、ワーク・ライフ・バランスについて、中小企業等へも一定程度取組が浸透している。 中小企業等のワーク・ライフ・バランスに対する取組のみにスポットを当てるのではなく、今後は男女共同参画やSDGs推進と一体的な取組として推進していくことが求められている。 	廃止	<ul style="list-style-type: none"> ワーク・ライフ・バランス事業は、令和3年度より企画課企画係から総務課人権啓発係に事務移管し、男女共同参画と一体となって、効果的に事業展開を実施する。 それに伴い「江戸川区男女共同参画推進区民会議」にて検討していくため「江戸川区仕事と生活の調和推進協議会」は令和2年度末に廃止した。 ワーク・ライフ・バランス推進企業表彰も一定の役割を終えたため、令和2年度末に廃止した。 	企画課

		取組	内容	これまで実施した取組内容	評価	現状・課題	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
	7	事業所としてのワーク・ライフ・バランスの推進	「特定事業主行動計画」に基づく、時間外勤務縮減、年次有給休暇の計画的取得の促進等により、子育て・介護に参加しやすい環境を整える。	<p>特定事業主行動計画（第4期）の目標より抜粋</p> <p>【男性職員の育児支援】 男性職員が取得できる子育て支援に関する休暇・休業の取得について、取得率を令和3年度中に100%にするため、「パパママ子育て計画書」の作成を管理職（又は係長級）に義務付けした。</p> <p>【超過勤務の縮減】 時間外勤務が月45時間を超える職員については、所属長からの届出による報告に加え、月80時間超及び3か月連続60時間超の職員に対し、産業医面接を実施し健康面での指導及び業務配慮等を実施した。平成31年4月より時間外勤務時間に上限を設ける条例等の規定を新たに策定した。関連規定に基づき、時間外勤務の縮減に向けた所属及び職員への周知啓発の通知を継続的に発出してきた。</p> <p>【年次有給休暇の取得促進】 年次有給休暇の確実な取得に向けた職員への通達を行った。所属長が主体となって促進するために、勤怠管理システムを活用した年休取得状況の確認方法についての周知も実施した。</p>	B	<p>特定事業主行動計画（第3期）令和2年度検証より抜粋 ※令和3年度の検証は令和4年度に行う。 【イクメンサポート】 男性職員の育児休業取得人数は、年々増加傾向にあり、過去5年度で最高の数値（令和元年：14人⇒令和2年：26人）となった。また、男性職員が取得できる出産支援休暇・育児参加休暇の取得日数及び取得人数も過去5年度で最高の数値となっており、男性の育児参加の重要性や職場の理解力などが定着してきたことが伺える。</p> <p>【超過勤務の縮減】 令和2年度は目標（100時間超え、3か月連続80時間超えを共に0）未達であった。令和元年度と令和2年度を比較し、「月80時間超え（156名⇒159名）・月100時間超え（58名⇒127名）・3か月連続80時間超え（6名⇒43名）」の時間外勤務をした職員数は大幅な増加となった。また、1人当たりの年間平均時間外勤務時間数は過去5年度で最も低い数字となった。</p> <p>【年次有給休暇の取得促進】 令和2年度は全体及び管理職共に目標の16日の取得は未達であった。また、前年比減（全体：14.8日⇒14.4日、管理職：6.9日⇒6日）となった。管理職の取得日数においては、全体平均の半分以上となっており、抱えている業務量や多様化する行政需要の対応等により取得しにくい環境になっていることが伺える。</p>	継続	引き続き、特定事業主行動計画（第4期）に基づいて男性職員の育児支援、時間外勤務の縮減、年次有給休暇の取得促進を行っていく。	職員課

方向性									
		取組	内容	これまで実施した取組内容	評価	現状・課題	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
	新	公契約条例施行に伴う労働環境等の確認	公契約条例適用の案件について、労働環境等の確認の一環として労働環境等確認報告書にてワーク・ライフ・バランス推進の項目を設けている。	公契約条例第 22 条第 3 号に基づき労働環境等確認報告書にてワーク・ライフ・バランス推進の有無を確認している。	A	令和 3 年 10 月から施行された条例であるため、課題等については今後確認、検討していく。	継続	—	用地経理課
②女性の就労における男女共同参画に関する理解の促進									
	8	ハローベビー教室	初妊婦及びそのパートナー等を対象に、妊娠・出産についての知識や心構え、出産準備や赤ちゃんのお世話方法などについての講座を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 就労妊婦が参加しやすいように平日コース（2日制）と休日コース（1日制）を用意。 情報提供、育児体験や妊婦体験等を通し親自身の自覚を高める。 産後の孤立化防止のため参加者同士の交流。 参加者実績： H29（3,772）、 H30（3,524）、 H31（2,888）、R2（2,264）、 R3(3,367) 	A	<p>現状：R3年度のコロナ禍においては、平日コースの2日目や父親の参加は増加し、休日コースの回数を増加したことにより、R2年度と比べ参加者は増加したが、コロナ禍以前の水準には戻っていない。</p> <p>課題：R2年度、新型コロナウイルス感染拡大防止のための参加人数の制限等による参加者数減少、時間短縮による内容量の低下に対応するためWeb版（動画）を作成。コロナ禍における産後うつ増加、孤立化防止に対応した内容変更が必要であり検討した。</p> <p>休日コースの希望が多く、参加できないケースが多い。</p>	継続	<ul style="list-style-type: none"> R2年度作成のハローベビー教室 Web 版（動画）の更新。 ぴよナビエどがわなど SNS を活用した教室運営の検討。 休日コースの開催回数・定員の増加。 	健康サービス課（健康サポートセンター）
	9	区職員の能力開発（研修）	女性職員を対象としたキャリアデザイン研修の実施や日頃の研修において男女共同参画や女性活躍推進の意識啓発を行う。	<p>女性職員を対象としたキャリアデザイン研修を希望制で年1回実施した。</p> <p>参加実績：H29年度（19名） H30年度（22名） H31年度（21名）</p> <p>※R2・3も予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施しなかった</p>	A	女性職員を対象としたキャリアデザイン研修は、令和2年度・3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施することができなかったが、それ以外の年は予定通り実施し、女性活躍推進の意識啓発を行うことができた。	継続	引き続き、年1回、女性職員を対象としたキャリアデザイン研修を実施する。	職員課

方向性								
	取組	内容	これまで実施した取組内容	評価	現状・課題	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
	③女性の活躍推進							
10	創業支援事業	起業希望者に対して、関係機関や専門家等と連携し、起業に係る学習機会の提供、窓口相談の設置、インキュベーション施設の提供など、起業希望者の状況に応じた支援を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 平成 16 年度から「えどがわ起業家ゼミナール」を実施、H29 年度から R3 年度の 5 年間で修了生 125 人。そのうち 65 人が女性。 平成 23 年度に創業支援施設を小岩及び船堀で開設。平成 29 年以降は新たに創業する 25 人の経営者を支援。そのうち 6 人が女性。 令和 2 年度より創業促進助成事業を開始。2 年間で延べ 10 人に対し、創業時に必要な経費の一部を助成した。そのうち 3 人は女性。 	B	<p>創業前の支援である起業家ゼミナールは、修了生の半数が女性であり、かつ実際に起業を果たす事例もみられ、成果を出している。</p> <p>創業時、もしくは創業後まもない時期の支援である創業支援施設及び創業促進助成事業においても女性の利用は多くないものの、実際に創業し、事業を継続している経営者もあり一定の成果は出している。</p>	継続	創業支援施設は令和 3 年度で閉鎖し、事業を終了する一方、創業促進助成事業は、助成金の交付決定件数を増やし、支援の規模は維持する。	産業経済課
11	女性の再就職支援セミナー	ハローワーク及び東京しごとセンターと共同で再就職支援セミナーを開催し、女性の再就職を支援する。	<p>毎年 4 回実施。子連れ参加および一時保育実施により参加しやすい工夫をしている。</p> <p>参加者実績（年 4 回計、子を除く） H28：113 名、H29：80 名、 H30：72 名、H31：53 名、 R2：14 名（新型コロナウイルス感染拡大防止のため 1 回のみ開催）、 R3：29 名（新型コロナウイルス感染拡大防止のため 2 回開催）</p>	A	<p>現状：共催事業であり、毎年良好に実施できている。</p> <p>企画はハローワーク及び東京しごとセンターが実施している。</p>	継続	今後も共催事業を継続する。	総務課

		取組	内容	これまで実施した取組内容	評価	現状・課題	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
	12	就職面接会・若年者就職応援セミナー	就職面接会を開催し、求職者が企業と直接面接できる機会を提供するとともに、若年者就職応援セミナーにおいて、若者を対象に業種・職種の選び方、自己理解、面接対策に役立つセミナーを実施する。	<p><共催セミナー・就職面接会> ハローワーク木場や東京都等と共催・後援で就職面接会やセミナーを開催。年齢別、女性向け、外国人向けに対応。 参加者実績（全合計）： H29（693）、H30（742）、H31（538）、R2（154）、R3（330）</p> <p><若年者就職サポート事業（H31年度で終了）> 平成29年度～H31年度まで就職支援セミナー、合同企業説明会等を開催。就職実績：H29（19） H30（22） H31（22）</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> 取りこぼしが無いように様々な方を対象としたセミナーや就職面接会等を実施し、多くの方々に参加していただくことができ、就職につながる事ができた。 女性の再就職のサポートとしてセミナーや Word・Excel の基礎的な訓練を実施するなど、女性の活躍推進に貢献することができています。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> 共催、後援のセミナー等を引き続き実施する。 全てのセミナーにおいて定員に対する参加者数の割合が100%になることを目指す。 	地域振興課
	13	ほっとワークえどがわ	ハローワーク木場と連携し、年齢・性別に関係なく、仕事に関する相談・紹介を実施する。	<p>就職を希望する地域住民に対して職業相談及び職業紹介を実施するとともに、各種相談を行い、住民の雇用促進を図った。 新規求職者数/就職者数： H29（1,653/913） H30（1,558/835） H31（1,625/687） R2（1,443/491） R3（1,963/580）</p>	A	ハローワーク木場の職業相談員を、江戸川区役所内に「ほっとワークえどがわ」に配置することで、近隣住民の利便性を活かした職業相談・紹介をすることができた。	継続	引き続き江戸川区役所内での運営メリットを活かし、求職者のニーズに応じた効果的な就労支援を目指していく。	地域振興課
	14	ヤングほっとワークえどがわ	男女問わず、概ね39歳以下の若年者に対し、キャリアカウンセラーが就職相談を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 若年者に特化した就労支援を行っていたものを、年齢制限を撤廃し、全年齢へと対象を拡大した。 生活相談員が個々のニーズに合わせて、自己理解からの目標の明確化、情報収集の仕方、職業適正診断、応募書類の書き方、面接対策のアドバイスや就職に必要なパソコンの個別指導を実施した。 登録者へのアフターフォローを実施した。 利用者実績： H29（1,199） H30（1,562） H31（1,419） R2（813） R3（783） 	A	<ul style="list-style-type: none"> 就労に不安を抱える方から、どのように就職に臨めばよいかなど、就職に向けた事前準備、考え方、また就職に必要なスキルとしてパソコン指導を個別対応し、支援することができた。 アフターフォローの実施により、利用者の就労状況の把握が可能となった。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> これまで実施した取組内容に記載したとおり、引き続き、就職に関するカウンセリングや就労のためのパソコン教室、職業の適正診断を実施していく。 利用者数1,000人以上を目指す。 	地域振興課

課題									
方向性									
		取組	内容	これまで実施した取組内容	評価	現状・課題	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
	15	公平な区職員の採用及び昇任選考の実施	男女差別なく区職員の採用及び昇任選考を行い、能力本位の人事制度を実施する。	<p>【採用】 職員の採用にあたっては、男女問わず、同内容の選考を実施している。</p> <p>【昇任選考】 平成 29 年度から各種昇任選考の試験当日に育児休業取得中であつても受験を可能にした。</p>	A	<p>【採用】 左記のとおり実施し、男女差別なく区職員の採用を行えている。</p> <p>【昇任選考】 昇任選考や能力実証の受験機会及び対象範囲は男女平等に設けられているため、昇任意欲の醸成や男女平等に働きやすい環境の構築が課題である。</p>	継続	<p>【採用】 引き続き、男女差別なく採用活動を行っていく。</p> <p>【昇任選考】 ・育児休業取得中でも受験可能であることを所属長より確実に周知する。 ・昇任後であつても仕事と育児や介護を両立するための休暇等の制度は当然利用可能であることをアピールすると共に、男性の育休取得や子の看護休暇対象年齢拡大など、両立しやすい環境や制度が拡充されていることも確実に周知する。</p>	職員課

課題									
方向性									
		取組	内容	これまで実施した取組内容	評価	現状・課題	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
	16	区職員の人事配置における配慮	政策・方針決定過程において男女が平等に参画し、多様な意見が反映される環境を整えるため、男女差別なく優秀な人材を登用することを原則に、女性管理職の人数の増加を目指す。	<p>女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画から、以下の2点に取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性職員に対してキャリアデザイン研修等を通して管理職への意識づけし、管理職選考の受験を促した。 多様な職務経験を付与できるよう、従来、男性中心であったポストに女性係長を配置した。 <p>これにより、全管理職数に占める女性の割合はH29年度14%(74名中10名)、H30年度15%(80名中12名)、H31年度20%(82名中16名)、R2年度19%(78名中15名)、R3年度21%(78名中16名)と増加傾向で推移している。</p>	A	これまでの取組により、女性管理職の人数は増加傾向にあるが、令和2年度に全職員に対して実施した昇任意欲アンケートによると、「管理職に昇任したくない」と考える女性は64%と男性33%の約2倍となっており、昇任したくない原因をターゲットとしたさらなる対策を講じる必要がある。	拡充	<p>特定事業主行動計画（第4期）として、以下を目標に掲げて取り組む。</p> <p>《目標》 管理職選考における女性受験者を、2020年代の可能な限り早期に30%増にする。さらに達成した後は、50%増を目指す。</p> <p>《取組内容》 （1）管理職への意識づけ 女性職員のキャリアデザイン研修等への参加を促し、管理職への意識づけを強化する。 （2）能力等に応じた登用 日頃の業務の中で、発揮してきた能力や実績を適切に評価し、意欲と能力のある女性職員を積極的に発掘し、女性職員の管理職の拡大に努める。</p> <p>また、管理職昇任へつながる係長級への登用を推し進めるため、女性職員へのキャリア形成支援を同計画に基づいて進める。</p>	職員課
(2) ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援									
①多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備									
	17	保育ママ	生後9週目から1歳未満の乳児を預かることで、保護者が就労できる環境を整える。	第二子保育料減額制度について、兄弟の年齢制限を撤廃し対象者の拡充を図った。 また、保育ママが安心して保育にあたるよう、保育補助費等の補助金を改定し、処遇改善を行った。	B	保育ママの配置に地域差がある。保育需要の多い地域、配置の少ない地域の保育ママ確保が引き続き課題となる。	継続	需要と供給のバランスを平準化するため、保育ママの人材確保に向けて今後も取り組んでいく。	保育課
	18	保育施設の定員拡大	認可保育施設（認可保育園、認定こども園、小規模保育所、事業所内保育所）の新設等を行い、保育定員の拡大を図る。	認可保育施設の新設等により、保育定員の拡大を行った。 実績（各年4月1日の保育定員） H29(12,479)、30(13,527)、R1(14,456)、2(14,969)、3(15,233)、4(16,071)	A	積極的な保育施設整備等により、令和4年度の区の待機児童数はゼロとなった。今後も待機児童数ゼロの継続とともに保育の質の確保に取り組んでいく。	継続	今後も幼稚園の認定こども園への移行や大規模住宅の開発に合わせた整備等により待機児童ゼロを継続していく。	子育て支援課

		取組	内容	これまで実施した取組内容	評価	現状・課題	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
	19	私立幼稚園の預かり保育	私立幼稚園において、通常の教育時間の前後に在園児の預かり保育を実施することにより、多様な保育ニーズに対応する。	私立幼稚園預かり保育事業に対する補助事業を実施している。	B	現状：区補助事業では、預かり保育を年間220日以上実施するなどの要件を定めており、区内 37 園ある私立幼稚園のうち、18 園が実施している。それ以外の 14 園は、補助事業に該当しない預かり保育を実施している。 課題：区の補助事業に該当する園の拡大	拡充	区補助事業に該当する園の拡大を図るため、それ以外の幼稚園に対する働きかけを行う。	子育て支援課
	20	延長保育	認可保育施設（認可保育園、認定こども園、小規模保育所、事業所内保育所）において、開所時間や利用時間を超えて延長保育を実施することにより、多様な保育ニーズに対応する。	認可保育施設 124 園で実施。私立園については、区の補助事業を実施している。	A	現状：「これまで実施した取組内容」とおり 課題：保護者の働き方の変化による、利用ニーズの減少	継続	利用ニーズを見据えた対応を進めていく。	子育て支援課
継続的に延長保育を実施してきた。				A	区立保育園の延長保育を継続して実施してきた。女性の働き方が多様化していく世の中であり、幅広いニーズに今後とも対応していくことが必要である。	継続	今後も利用者ニーズの多様化が考えられるため、継続した延長保育枠の確保を担う。	保育課	
	21	一時保育（私立保育園）	保護者の通院、冠婚葬祭や学校行事への出席、リフレッシュなどの場合に、就学前の子どもを一時的に保育することで、多様な保育ニーズに対応する。	私立保育園 7 園で実施しており、実施施設には区で補助を実施している。実施施設では、保護者の通院、冠婚葬祭や学校行事への出席、リフレッシュなどの場合に、就学前の子どもを一時的に保育している。 実績（利用人数） ・H29 (5,375) H30 (5,527) H31 (2,331) R2 (669) R3 (599)	B	一時保育を実施するにあたっては、通常の保育にかかる保育士に加えて保育士を確保する必要がある。全国的な保育需要の高まりから、保育士確保が困難となってきていることから、一時保育を休止している施設がある。 また、令和 2～3 年度については新型コロナウイルスの影響により受け入れを休止している園があるため、実施園数がさらに減少している。	継続	「現状・課題」に書いている通り、保育士確保が課題になっているため、既存の保育士確保策を活用し、さらなる保育士確保を促すなどにより、実施施設が増えるよう進めていく。	子育て支援課
	22	緊急一時保育（区立保育園）	保護者の入院など、緊急に保育が必要な子ども（1 歳児～就学前）を預かることで、多様な保育ニーズに対応する。	継続的に緊急一時保育に対応した。	B	緊急一時保育は、親族間での緊急的対応・認可外保育園での受入といった多様な選択肢の中の一つとして検討していただくものである。そういったことを相談の段階で十分に案内し、利用者に認識していただくことが、より利用者の選択の多様性を広げる結果になる。	継続	今後も利用者ニーズの多様化が考えられるため、継続した緊急一時保育の確保を担う。	保育課

		取組	内容	これまで実施した取組内容	評価	現状・課題	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
	23	子どもショートステイ	保護者が病気、就労、育児疲れ等により、子どもを一時的に保育できないときに、宿泊を伴った一時預かりを行い、多様な保育ニーズに対応する。	母子生活支援施設「そよ風松島荘」、東京さくら病院(～H30)、わんぱく乳児院(H31～)、協力家庭(H30～)、江戸川つむぎの家(R3～)で実施。 登録人数：H29(100)、H30(104)、H31(99)、R2(120) 延べ利用日数：H29(309)、H30(367)、H31(401)、R2(383)、R3(369)	B	現状：育児疲れによる利用も増え、虐待発生予防・未然防止に繋がっている。施設以外にも協力家庭での受け入れを実施し、家庭的な環境での利用ができるようになった。 課題：発達面の課題が大きい児童は利用することができない。	継続	3年度から児童養護施設(江戸川つむぎの家)で新規委託開始。受け入れ枠の増加、特に就学児童を増やすことができた。発達面の課題については施設や協力家庭との協議を重ねながら、それぞれの児童に応じて協力家庭員に宿泊を依頼する等、可能な限りの受け入れ対応をしている。	児童相談所 相談課
	24	ショートサポート保育(区立幼稚園)	教育時間外の保育が必要な在園児を預かることで、一時的に保育に欠ける状況にある保護者を支援し、個人の状況にとらわれることなく区民生活の充実や男女共同参画の推進を図る。	保護者の就労や求職活動等により教育時間外に保育を必要とする在園児に対し、保育活動を行った。 ・利用者実績：H29(3,330)、H30(2,715)、H31(2,011)、R2(1,291)、R3(1,460)	B	現状：保育を必要とする在園児の家庭が他の保育施設を探す手間なく子どもを預けることができた。 課題：一人あたり月8回の利用制限があるため、例年回数制限の撤廃を求める声が挙がっている。	継続	近年在園児数が減少し続けている。施設の空き状況や職員の配置状況を勘察し、令和4年度に回数上限を、8回から12回に増やす。	学務課
	25	病児・病後児保育事業	病気の治療・回復期にあって集団生活が困難な子を医療機関等に敷設された専用スペースで一時的に預かることで、保護者が就労できる環境を整える。	病気の治療・回復期にあって集団生活が困難な子を医療機関等に敷設された専用スペースで一時的に預かることで、保護者が就労できる環境を整える。 実績(利用人数) ・H29(2,023)、H30(2,051)、H31(1,954)、R2(577)、R3(1,520)	B	新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染症の流行に利用数が左右されており、令和2年度以降は減少している。利用者数は減少しているが、病児期の保育の受け皿として重要な役割を担っており、保護者の就労の一助になっている。	継続	事業者に対し安定的に事業を続けていただくための支援を引き続き行っていく。	子育て 支援課
	26	子育てサポートひろば	ファミリーサポート協力会員が担い手となり、短時間子どもを預かることで、多様な保育ニーズに対応する。	「子育てひろば」の2か所(共育プラザ南篠崎、共育プラザ葛西)でファミリーサポート協力会員が、お子さんを一時的に預かる事業。 平成29年度：233人預かり 平成30年度：216人預かり 令和元年度：273人預かり 令和2年度：21人預かり 令和3年度：33人預かり	C	現状：3年度はコロナ禍により、預けたい方も預かる方も感染を警戒して、数値が落ちた。また、預かる立場のファミリーサポート会員(「子育てひろば」の常駐会員)が少なく、預かりが出来ない日も多い。 課題：ファミリーサポート会員を増員するための方法。	廃止	共育プラザ業務委託に伴い、委託の事業の中で一時預かりが実施されるため、ファミリーサポート会員による預かりは必要なくなる。	児童相談所 相談課

		取組	内容	これまで実施した取組内容	評価	現状・課題	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
	27	ファミリーサポート事業	区民が育児支援を行う人（協力会員）と受けたい人（依頼会員）となり、会員組織化して子育て家庭を支援することで、多様な保育ニーズに対応する。	育児支援を行う人（協力会員）を多くすることで、利用しやすくなる環境をつくるのが保育ニーズに応えることと考え、協力会員向けの研修を各地区で多く開催した。 研修回数及び協力会員数（両方会員含む） 平成29年度：11回実施 63名登録 全383名 平成30年度：11回実施 58名登録 全422名 令和元年度：13回実施 29名登録 全422名 令和2年度：14回実施 43名登録 全333名 令和3年度：19回実施 78名登録 全378名 ※協力会員について ・年度途中で退会する人がいるため合計は一致しない ・平成29年度及び令和2年度は3年ごとの更新年度	B	現状：2年度はコロナ禍で実施できない期間があったが、一部の研修を細分化し、研修を受けやすい環境にした。 課題：より受講しやすい環境整備と共に、効果的な周知方法を考える必要がある。	継続	研修の回数を増やし、区内の様々な場所で開催し参加しやすくすることで、協力会員を増やす。	児童相談所 相談課
	28	すくすくスクール	放課後の学校施設を活用し、多くの大人との交流や様々な体験により、子ども達の豊かな人間性を育成するとともに学童クラブ機能を包含し、保護者の就労を支援する。	多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備の一環として、すくすくスクールにおいては、学童クラブの実施時間の延長を検討した。	A	現状：令和3年度より、平日（学校休業日含む）における学童クラブの実施時間を18時までから19時までで延長することにより、保護者の就労を支援することとした。	継続	学童クラブの時間延長については引き続き実施していくとともに、区民に周知していく。	教育推進課
	29	子どもと家庭の総合相談	子育てや家庭に関する相談を心理士や保育士等の専門相談員が随時受け、育児環境を整える。	育児やしつけ、不登校、障害、非行など18歳未満の子どもに関するあらゆる相談に応じる。また、保護者の病気や死亡等の理由により家庭での生活が困難な場合や、虐待に関する相談・通告に対応する。 相談件数： H29(2,940)、H30(3,412)、H31(2,546)、R2(5,204) R3(4,882)	B	現状：2年度に児童相談所開設。相談窓口の一元化を図り、様々な相談経路から幅広い内容の相談を受け付けることができた。 課題：適切な相談対応ができるように職員の更なるスキルアップが必要である。	継続	専門職の配置を恒常的にしていく。また、各種研修受講でのスキルアップを図る。	児童相談所 相談課

		取組	内容	これまで実施した取組内容	評価	現状・課題	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
	30	子育てひろば事業	親子（乳幼児）が自由に遊び、交流しながら、子育ての仲間づくりや情報交換を行い、育児環境を整える。	就学前の親子が自由に利用できる子育てひろばを設置し、相互の情報交換やイベントを通じた交流に加え、専門指導員による子育て相談など、健全な子育て環境づくりを図っている。 実績（利用人数） H29(296,815) H30(289,381) H31(245,305) R2(154,076) R3(174,991)	B	平成30年度より、3つの部署にまたがっていた所管を一つにまとめ、職員間の情報共有をより促進するなど支援力の向上に努めている。 課題としては、新型コロナウイルスの影響により利用制限を設けるなど、活動が一部制限されている。	継続	適切な声かけや相談対応等により育児不安を軽減し、必要に応じて専門職員や相談機関につなげることで、多くの子育て世代への支援の充実を進めていく。	子育て支援課
	31	親子ひろば あいああい	乳幼児及び保護者に、幼稚園、家庭、地域がともにふれ合える場所を提供することにより、地域の活性化、暮らしの改善、子どもたちが伸びやかに育つ環境の実現を図る。	幼稚園と地域の応援団が協力し、子育て支援を行った。 ・子育て・発達相談 ・園庭開放 ・親子スクール（親子体験教室、昔遊び、お話会） ・利用者実績： H29(21,049) H30(16,564) H31(10,133) R2(1,050) R3(923)	B	現状：未就園児が遊ぶ場の提供と育児相談を受けて、育児をとおして地域社会とつながりを持つ機会を設けた。 課題：令和元年10月から始まった保育料無償化以降、3歳児の私立幼稚園就園が増加した。その結果、未就園児を対象としている本事業の参加人数が減少している。	継続	幼稚園をコミュニティの場として提供し、親子同士や地域住民との関わりの中で子どもが伸びやかに育つよう子育て支援を引き続き行っていく。	学務課

		取組	内容	これまで実施した取組内容	評価	現状・課題	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
	32	地域共生社会構築の拠点「なごみの家」	誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう身近な地域拠点として「なごみの家」を設置・運営する。	<ul style="list-style-type: none"> ・なごみの家設置数 H28(3)、H29(4)、H30(8)、H31~R2(9)計9か所 【なごみの家の主な3つの機能】 ①なんでも相談…子どもから熟年者まで分野を問わず相談を受け、専門機関と連携して支援する(相談件数:H28(771件)、H29(1,867件)、H30(4,906件)、H31(5,570件)、R2(7,000件))。 ②ネットワークづくり…「地域支援会議」の開催等により、町会・自治会、民生委員等の地域住民、医療機関、福祉関係者、警察、消防等による「顔の見える関係づくり」を進めることで、地域課題の把握と解決を図る。 地域支援会議開催回数・参加者(延べ人数):H28(9回・314人)、H29(8回・283人)、H30(31回・462人)、H31(46回・461人)、R2(書面開催9回・258人) ③居場所…誰でも気軽に寄り交わることができる場を提供 来訪者数:H28(13,054人)、H29(25,102人)、H30(70,007人)、H31(75,432人)、R2(25,414人) 	B	<p>現状:H29~31年度は、概ね計画通りに事業を行うことができた。R2年度は、新型コロナウイルス感染拡大により、来訪者数は減少したが、全体の相談件数は増加した。介護については微増、生活・仕事・8050問題等複合的課題についての相談件数はH31年度より増加したものの、子育てについては約100件減少した。また、地域支援会議は、新型コロナウイルス感染予防の観点より集合形式の会議ができなかった。</p> <p>加えて、住民の現状を把握するために「困りごと調査」を2回実施したが、調査結果から見えてくる課題等については、地域で共有するまでには至っていない。</p> <p>課題:なごみの家の本旨である多機関協働による支援や地域力強化</p>	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険課、障害者福祉課、児童家庭課、子育て支援課、保育課等との情報共有 ・配布物によるなごみの家からの情報発信 	福祉推進課
	33	熟年相談室の運営	主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師等の専門職が、医療機関・サービス提供事業者・ボランティアなどと連携し、熟年者や家族の方からのあらゆる相談に対し、総合的な対応を行う。	平成30年度より高齢者虐待対応を強化させるため、専門ケア会議及び定例ケア会議を実施。専門ケア会議では臨床心理士・弁護士をスーパーバイザーとして招き、対応中の事案について、より深いアセスメントと法に則した対応を行う。定例ケア会議では、各職種の専門的知識や経験を活かし、事案が適正に対応されているか他の熟年相談室及び区が評価を行う。こうした取	B	<p>高齢者虐待ケースは増加傾向にある。</p> <p>高齢者虐待対応について、当該高齢者及び養護者に対するアプローチ方法等が、熟年相談室によって差がある。また各専門職種のスキルを活かしきれていない状況である。区として助言及び指導を行い、個々のスキルアップを図ることが課題である。</p>	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・迅速で的確な対応が可能となるよう実務担当者会議・各種ケース会議等で、区と熟年相談室の役割や対応の適正を適宜確認していく。 	介護保険課

		取組	内容	これまで実施した取組内容	評価	現状・課題	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
				組を行うことで、熟年相談室の対応の質の向上を図る。					
	34	多様な介護サービスの充実	相談窓口の充実や在宅介護サービス、施設介護サービス等の基盤整備を進めるとともに適切なサービス利用につなげることにより介護者の身体的・精神的・経済的な負担の軽減を図る。	<p>(相談窓口の充実)</p> <p>熟年相談室、介護保険課相談係にて介護に係る相談を受け付け、必要な福祉サービスを案内し利用につなげた。</p> <p>相談実績：H29年度 69,672件、H30年度 71,360件、H31年度 71,372件、R2年度 72,839件、R3年度 78,709件</p> <p>(施設介護サービス基盤整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域密着型サービス事業者の公募を計6回実施した。 公募への事業者の応募を促すため、募集期間の延長、次期公募時期の事前周知の他、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の未整備圏域への整備については区独自の運営費補助を予算計上した。 	B	<p>(相談窓口の充実)</p> <p>現状：実施した取組内容に記載したとおり、適切な福祉サービスを案内することで、相談者および家族の安定した生活の維持を図ってきた。</p> <p>課題：介護保険制度に理解・関心を持たない方は、相談窓口を知らない場合もある。更なる啓発が課題（区ホームページの活用等）。</p> <p>(施設介護サービス基盤整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> 公募を実施した結果、定期巡回・随時対応型訪問介護看護1件、夜間対応型訪問介護1件、認知症高齢者グループホーム5件、小規模多機能型居宅介護2件、看護小規模多機能型居宅介護2件を選定した。 	継続	<p>(相談窓口の充実)</p> <p>区ホームページ等のオンラインを活用し、幅広い周知を図る。</p> <p>(施設介護サービス基盤整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き公募を実施し、第8期介護保険事業計画（R3～5）、第9期介護保険事業計画（R6～8）に沿った地域密着型サービスの基盤整備を進める。 	介護保険課
	35	介護者等を対象とした支援	団体や民間企業等との連携による支援や認知症サポーター養成講座を開催し、介護の方法や認知症に対する正しい理解を深める。	平成18年度より認知症サポーター養成講座を実施し、認知症の人とその家族の方が地域でいきいきと生活できるように区民の皆様に対して、認知症の理解についての啓発活動として認知症サポーター養成講座を開催している。小中学生向けの講座やスーパーの従業員対象など幅広い世代・団体に向けて講座を開催し、令和3年度末までに25,926人を養成した。また、認知症サポーターのいる団体や民間企業をオレンジ協力隊に認定・顕彰する事業を令和元年に開始し、令和3年度末で、182団体が認定されている。	A	認知症サポーター養成講座は対面式の集合研修方式であるため、新型コロナウイルス感染症対策のため定員を少なくするなどの対策を行っており、今後はリモート研修などの検討が課題である。	継続	認知症の人とその家族、地域サポーター、多職種の職域サポーターの近隣チームによる早期からの継続支援活動を行うチームオレンジについて、認知症施策推進大綱に沿い2025年までに整備する。	介護保険課

		取組	内容	これまで実施した取組内容	評価	現状・課題	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
	36	介護者交流教室	在宅介護者に対し、介護保険制度・サービス等の周知や紹介、介護者の精神的負担・ストレス軽減、仲間づくり・リフレッシュを行う。専門職からのアドバイスや介護者同士の交流を通して介護の負担軽減を図る。	19カ所の熟年相談室で年6回の介護者交流会を実施し介護者同士の情報交換、講師による介護者負担軽減や介護離職防止につながる情報提供、認知症サポート医による相談などを実施している。平成30年度1,627人、令和元年度1,462人、令和2年度600人、令和3年度661人の参加があった。令和2年度・3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により外出を控える方が多く、定員を減らしながら行った。	B	新型コロナウイルスの影響により感染症予防対策として定員を減らすなどの対応が必要となっている。人とかかわりが減る中、リモートによる交流など集合によらない方法の検討が必要であるが、介護者には高齢者も含まれており、IT機器の利用が難しい場合がある。	継続	第8期熟年しあわせ計画に沿い、介護者の精神的負担を軽減していくとともに、虐待防止や介護離職の軽減に努める。	介護保険課
	新	長期育児休業支援制度	国制度(2歳まで)を超える育児休業を取得できる体制を整えた企業とその取得者に対し、区が独自に補助を行うことで、待機児童数の減少を図るとともにワーク・ライフ・バランスの増進を図る。	商工会議所や法人会などの関係する団体に対し、様々な機会の場で制度の周知を行った。 ※令和2年度新規事業 <認定事業者件数> ・令和2年度6社、令和3年度2社 <育休取得者数> ・令和2年度6人、令和3年度5人	C	待機児童数が減少傾向にあったことに加えて、コロナウイルス感染拡大に伴う景況悪化により、中小企業が取り組むことが難しい状況にある。	継続	企業が所属する様々な団体等への制度周知を進めていくことで、様々な子育ての選択肢の一つとして利用が進むよう努めていく。	子育て支援課

重点目標									
課題									
方向性									
		取組	内容	これまで実施した取組内容	評価	現状・課題	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
重点目標2 男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち									
(1) 男女共同参画の理解促進と教育の充実									
①男女共同参画の視点に立った意識啓発の推進									
	37	男女共同参画に関する情報収集及び提供	国や都、各自治体の男女共同参画に関する情報を収集及び提供し、男女共同参画の理解促進を図る。	国や都が発行する啓発冊子、リーフレット、カード等を積極的に収集し、イベントや図書資料コーナーにて配布。また、区内公共施設や男女共同参画施設内にポスター掲示。	B	現状：国や都の啓発冊子等は、不足しないよう管理し、必要に応じて取り寄せなど在庫管理している。 課題：SNS等による展開は十分に実施できていない。	継続	SNS等による情報発信を積極的に実施し、来場者のみであった周知対象を全区民に広げ、若年層の取り込みも図る。 SNS発信回数を年5回以上に増やす。	総務課
	38	男女共同参画に関する情報紙の発行	男女共同参画の視点を持った情報紙を発行し、男女共同参画の理解促進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画情報誌を年2回（各号3,500部）発行。 江戸川区で強くたくましく生きた女性の話を聞き書きしたリーフレット「えどがわの女性（各号3,000部）」を不定期発行。 ともに、区内各施設および都内男女共同参画センター等に配架。イベント時に配布。	A	現状：情報誌には講座レポートや特集記事を掲載し、男女共同参画に特化した内容で作成できている。また、「えどがわの女性」も熟年者から励まされたとの声が寄せられるなど好評である。 また、いずれも区のホームページに電子媒体にて掲載し、誰でも閲覧できるようにしている。 課題：SNS等による展開は十分に実施できていない。	継続	区のホームページに継続して掲載するとともに、区のホームページを閲覧できないような方にも周知を図れるよう紙面発行も引き続き継続していく。 発行時、SNSでも情報を発信する（概ね年5回以上）	総務課

		取組	内容	これまで実施した取組内容	評価	現状・課題	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
	39	男女共同参画に関する図書の閲覧及び貸出	男女共同参画の視点を持った図書の所蔵・貸出しにより、男女共同参画の理解促進を図る。	図書資料コーナーを設置し、所蔵・貸出しを実施。所蔵数約2,900冊。 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため閉室中。	B	現状：新型コロナウイルス感染拡大防止のため閉室中。 課題：一般図書の貸出し以外に、効果的な情報発信の方法を検討する。	継続	一般図書については、区内図書館に移管して、より多くの方の閲覧に供するとともに、SNSなどの情報ツールを活用した情報発信を拡大する。	総務課
	40	男女共同参画週間記念講演会	男女共同参画週間を記念する講演会を行い、男女共同参画の理解促進を図る。	毎年6月の男女共同参画週間にちなみ、著名な方や区で活躍している方を講師に選定して講演会を実施。合わせてパネル展示や啓発資料配布など、意識啓発に努めている。 ・講師 H28：増田明美 H29：天野安喜子 H30：菊地幸夫 H31：坂根シルック R2：新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止 R3：青野慶久 ・参加者実績 H28：302名、H29：191名、H30：141名、H31：131名、R2：新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止、R3：46名（新型コロナウイルス感染拡大防止のためオンラインでのみ開催）	A	現状：定員約200名で毎年概ね好評に実施できている。 課題：参加者数をさらに増やす。	拡充	オンライン配信の活用により、来場方式よりも定員を増やし、かつ自宅などの好きな場所から参加できるようにする。 SNSや広報スタンドなど、広報手段を増やし、参加者増を図る。 毎年150名以上の参加者を維持することを目指す。	総務課
	41	幼児・児童・生徒に対する男女共同参画の視点に立った教育	男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される平等の理念を理解させ、その具現化を図るため男女平等教育を推進し、男女共同参画の理解促進を図る。	・幼児教育の中で「男の子だから女の子だから～」という考えではなく、個人を認め、大切に保育の実施を行う。保育の視点を共通認識することで、子どもたちの中にも男女の固定観念がなくなり、個人を尊重する意識ができていく。 ・障害も含め平等に差別されることなく合理的配慮のもとで支援を実施。 ・児童の意思を確認し、一人ひとりの意思を尊重した支援を実施。	A	・区立保育園長会の会議の中でも討議していき、共通認識を図って各園の保育の実施に繋げていく。 ・視覚支援（写真、絵、文字など）を利用し、障害や言葉、認知面の発達に遅れのある児童の意思確認を実施している。 ・プライバシーに配慮した環境（トイレ、着替え場所など）や障害や発達特性に応じた環境の整備及び工夫をしている。	継続	・絵本、紙芝居等、視覚教材も用いて、男女平等及び人権の教育を推進していく。 ・意思確認等のツールとして、タブレットなどICT機器の活用を進める。	保育課

		取組	内容	これまで実施した取組内容	評価	現状・課題	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
	41	幼児・児童・生徒に対する男女共同参画の視点に立った教育	男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される平等の理念を理解させ、その具現化を図るため男女平等教育を推進し、男女共同参画の理解促進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・全校「人権教育の全体計画」の作成（毎年） ・各小・中学校における教科等指導における男女共同参画の歴史等の知識の習得及び認知・行動変容に向けた道徳の学びの充実 ・各学校における特別活動（学級会・生徒会・委員会・行事）における男女共同参画 ・代表校による「人権メッセージ」での発表（毎年） ・代表校による「人権の花」運動への参加（毎年） ・代表校による全国中学生人権作文コンテスト東京都大会への参加（毎年） 	B	<p>各学校においては、社会科や特別の教科「道徳」において、男女共同参画の歴史や男女平等について児童・生徒が学び、自分たちの生活の中での「男女平等」について考える時間を設定している。また、学級会や行事の場において、男女平等の視点を超えて、個々を重視した活動を展開する学校が増加している。</p> <p>各学校で使用する児童・生徒名簿において、男女に分けない「男女混合名簿」を全校で作成し、活用している。</p> <p>さらに、中学校において、標準服（制服）の「男子用」、「女子用」という呼称をやめ、「A型」、「I型」としている。</p>	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・各教科等における継続的な指導 ・多様性を理解した教育活動の推進 ・多様な特性がある児童・生徒への適切な対応 	教育指導課
	42	人権尊重教育推進校	東京都教育委員会の指定を受けた学校において、2年間人権教育を充実させることあらゆる偏見や差別の解消を目指す。また、その取組の成果を他校に周知する。	<ul style="list-style-type: none"> ・人権尊重教育推進校（東京都教育委員会）の指定 令和元・2年度 大杉第二小学校 研究主題「互いのよさを認め合える児童の育成」 令和3・4年度 松江第二中学校 研究主題「人権尊重教育を基盤にした、魅力ある教育活動の実践」 	B	<p>人権尊重教育推進校に指定された学校は、人権課題について網羅的に指導する機会を得られている。</p> <p>なお、指定校は、自他の人権尊重を基盤とした研究を推進するとともに、区内の学校に取組を発信・啓発することができている。</p>	継続	本区において、人権尊重教育実践推進校を毎年指定する。「自他の尊重」を中心とした研究を推進し、研究成果を広く発信していく。	教育指導課

		取組	内容	これまで実施した取組内容	評価	現状・課題	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
	43	人権教育だより「しあわせ」の活用	教職員の人権意識の高揚を図るため、年3回人権教育だよりを発行し、男女共同参画を含めた様々な人権課題の啓発を行う。	平成30年度 第95号「江東児童相談所」視察の様子 第96号「お肉の情報館」視察の様子 第97号「浅草周辺地域」視察の様子 令和元年 第98号「第五福竜丸展示館」視察の様子 第99号「アイヌ文化交流センター」視察の様子 第100号「パナソニックセンター」視察の様子 令和2年度 第101号「江戸東京博物館」視察の様子 第102号「産業・教育資料館 きねがわ」視察の様子 第103号「人権尊重教育推進校」視察・講演の様子 第104号「アイヌ文化交流センター」視察の様子 第105号「国立ハンセン病資料館」視察の様子 第106号「東京都人権プラザ」視察の様子	B	毎年3回、教職員の人権意識の高揚を図るために人権だより「しあわせ」を発行することができた。その中で、男女共同参画を含む「多様性の理解」に関する資料や施設を紹介することができた。	継続	・令和8年度までに「男女共同参画」を特集し、各学校(園)に参考となる資料や施設を紹介する。	教育指導課
	44	教職員研修の実施	年4回の人権教育研修を行い、人権教育プログラムの周知徹底を図ることで、男女共同参画を含めた様々な人権課題について理解を深め、指導の改善を図る。	・人権教育研修の実施(年4回) ・人権教育研究協議会(東京都教育委員会主催)への各職層別の参加 ・全国同和教育研究大会への指導主事の参加(令和3年度は中止)	B	毎年、東京都教育委員会が発行している「人権教育プログラム」を活用し、各学校(園)の人権教育担当教員に対して、人権課題「女性」について講義している。	継続	・毎年、1回以上は「人権教育プログラム」を活用した研修を行い、その中において必ず人権課題「女性」を取り上げるようにし、教職員に男女共同参画に向けた指導力及び実践力を高められるようにする。 ・令和4年度に人権課題「女性」をテーマとして研修を実施する予定である。	教育指導課

方向性								
	取組	内容	これまで実施した取組内容	評価	現状・課題	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
	②人権教育を通じた多様な性に対する理解促進							
45	人権尊重意識の啓発	人権尊重意識の啓発に関する講演、イベントの実施、冊子の配布等とともに、人権問題等に関する相談に応じ、関係機関と連携して必要な助言等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・人権週間行事「講演と映画のつどい」 【参加者実績】H29年度 272名、H30年度 229名、H31年度 232名、R2年度 185名（新型コロナウイルス感染拡大防止のため定員削減、時間短縮のため映画は実施せず）、R3年度 講演会動画再生 279回、映画会 43名（新型コロナウイルス感染拡大防止のため講演会と映画会をオンライン開催） ・広報えどがわへ啓発記事の掲載（約20万部配布・広報データが地域情報サイトなどに掲載されている。） 【掲載実績】5/1号憲法週間、12/1号人権週間 ・人権・男女共同参画推進情報誌「カラフル」への啓発記事の掲載（R3.3月発行）3,500部配布 ・多様な性にYESの日レインボーライトアップ（R2.5/17～5/23、R3緊急事態宣言中のため中止） R2.5/10号広報えどがわ掲載 ・同性パートナー関係申出書受領証の交付（H31.4/1～）当事者の不利益をなくし、性の多様性について区民の理解を促す取組の一つとして、同性パートナー関係にあるというお二人からの申出書を受領し、受領証を交付する事業を行っている。区営住宅の入居申し込みの際にパートナー関係を確認する書類として受領証を使用することができる。 	A	<p>【現状】 毎年実施している「講演と映画のつどい」、広報えどがわへの記事掲載に加え、H31年度は同性パートナー関係申出書受領証の交付、R2年度は情報誌「カラフル」への記事掲載やタワーホール船堀のレインボーライトアップ、R3年度はオンライン講演会・映画会など、より多くの区民への啓発となるよう新たな啓発方法に取り組んでいる。</p> <p>【課題】 より多くの区民に人権尊重意識の啓発を行う方法が課題である。</p>	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年、広報えどがわの啓発記事の掲載に付随して、区 Facebook（フォロワー 5,265人）、Twitter（フォロワー 5.2万人）での情報発信を行い、啓発情報の受け手を増やす。 ・「講演と映画のつどい」のオンライン開催やオンデマンド配信などを検討する。また、SNS等を活用した広報を行い、参加者数を令和8年度までに20%増加させる。（令和2年度比） 	総務課

方向性									
		取組	内容	これまで実施した取組内容	評価	現状・課題	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
				<p>【交付実績】H31年度 12組 R2年度 11組 R3年度 12組</p> <ul style="list-style-type: none"> 性的指向・性同一性（性自認）に関するガイドライン【職員用】の発行（H31.1月） 職員の理解を深めるためガイドラインを発行し、説明会（83名）を行った。 e-ラーニング「多様な性を考える」の実施（R3.10月）全職員対象 人権相談 法務大臣の委嘱を受けた区民である人権擁護委員（14名）による人権相談。東京法務局と連携して必要な助言等を行っている。 場所：グリーンパレス区民相談室 日時：毎月第1水曜日、午後1時～4時 <p>【相談実績】H29年度 6件、H30年度 3件、H31年度 3件、R2年度 1件（新型コロナウイルス感染拡大防止のため休止）、R3年度 1件</p>					
	47	性に関する指導	性に関する指導を通して、「人間尊重」「男女平等の精神」に基づく正しい異性観を児童・生徒に身に付けさせ、人格の完成・豊かな人間形成を図る。	<p>令和2年度 性に関するモデル授業 （東京都教育委員会） 小岩第四中学校・南葛西第二中学校</p> <p>令和3年度 「性教育の授業」講師派遣事業 （東京都教育委員会） 小松川第三中学校・上一色中学校</p>	B	各学校において発達段階に応じた性に関する指導を行う中で、正しい異性感について学ぶ機会を作っている。また、産婦人科医や助産師を招聘した「性に関するモデル授業」を中学校で実施する中で、男女を含め自他を大切にすることを養うことができたことで、外部講師による授業の有効性を感じることができた。	継続	令和8年度までに外部講師を招へいした「性に関する授業」を中学校全校が実施できるように外部講師のリストを作成し、各校に紹介できるようにする。	教育指導課

課題									
方向性									
	取組	内容	これまで実施した取組内容	評価	現状・課題	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署	
(2) 地域活動への男女共同参画による活性化									
①地域活動における男女共同参画の推進									
49	町会・自治会活動	男女がそれぞれの立場で積極的に町会・自治会活動に参画できるよう支援する。	<ul style="list-style-type: none"> 地域まつりや地域運動会等の地域活動について、地域の方々が活動に参加できるように連絡調整を行った。 町会・自治会の加入世帯を増加させるため、地域まつりで加入促進のPRを実施した。 	A	若い世帯の加入率が低く、高齢の世帯が多くなっているため、今後も広く町会加入のPRが必要。	継続	これまで実施した取組内容を続けていくとともに、町会・自治会のニーズに合った支援を行っていく。	地域振興課	
50	アダプト制度の推進	「ボランティア立区」の実現を目指すため、緑や公園、水辺のボランティアに参加できるよう支援する。	チラシやポスターにより、新たにボランティアの募集を行った。また、ボランティアの育成を目的として講習会（実のなる木、あじさい、バラの育成など）を実施した。ボランティアの登録数：H29年度末（7,975人）、H30年度末（8,090人）、H31年度末（8,061人）、R2年度末（8,171人）、 R3年度末（8,863人）	B	<p>現状：ボランティアの登録者数は、毎年着実に増加している。講習会には、毎回多くのボランティアが参加しており、喜ばれている。</p> <p>課題：ボランティアの高齢化により活動が縮小、休止中の団体がある。</p>	継続	今後もみどりの活動に関わる新たな人材の発掘や育成に努めるとともに、ボランティアのレベルアップのための講習会を実施する。（年6回程度）また、インスタグラムやHP等を活用して、みどりの情報発信を行う。	水とみどりの課	

課題									
方向性									
		取組	内容	これまで実施した取組内容	評価	現状・課題	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
	51	環境をよくする運動	各地区での様々な実践活動や、一斉美化運動などの全区的な取組を継続・浸透させていくことにより、誰もが地域活動へ参画できる機会を提供する。	<p>各地区の様々な実践活動の支援や、一斉美化運動を継続して行った。</p> <p>【各地区協議会活動参加人数】 H29：15,372人、 H30：90,077人、 H31：85,071人、 R2：222人、R3：1,310人</p> <p>【美化運動（春・秋）参加人数】 H29：56,165人、 H30：52,127人、 H31：50,933人、 R2：7,961人、R3：16,208人</p> <p>【環境をよくする絵画コンクール】 H29：10,144件、 H30：8,325件、 H31：8,158件、 R2：5,797件、R3：6,793件</p>	A	協議会活動では区内6地区ごとに、一斉美化運動やリサイクル活動、喫煙マナーアップキャンペーン、違法駐車迷惑駐輪防止活動、違法屋外広告物撤去活動など多岐にわたる活動を行っており、多くの区民が参加している。また、区内小中学生を対象とした「環境をよくする絵画等コンクール」も実施しており、幅広い年代が環境をよくする運動に参加している。	継続	今後も区内6地区での実践活動や絵画コンクールを継続し、誰もが地域活動へ参画できる機会を設けていく。	環境課

			取組	内容	これまで実施した取組内容	評価	現状・課題	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
		52	安全・安心まちづくり運動	区民・企業・関係機関等が行う様々な防犯活動を継続・発展させるための支援・行事等の企画を行い、誰もが地域活動へ参画できる機会を提供する。	<p>町会等の地域団体によるパトロールを支援し、防犯活動に取り組む地域団体に対する防犯カメラ設置補助を継続して行い、安全・安心なまちづくりを推進することにより、誰もが地域活動へ参画できる機会を提供した。</p> <p>【安全安心パトロール隊数（町会、学校・PTA、商店街等による）】 H29：433 団体 28,162 人 H30：458 団体 28,862 人 H31：767 団体 32,433 人 R2：793 団体 31,953 人 R3：793 団体 31,953 人</p> <p>【防犯カメラ 設置団体数・台数】 H29：4 団体 42 台 H30：11 団体 129 台 R1：15 団体 100 台 R2：12 団体 35 台 R3：23 団体 102 台 (R3 年度末計 762 台)</p>	A	<p>現状：地域団体への防犯カメラ設置支援を円滑に行い、より防犯への意識を高め、安全・安心なまちづくりを推進することにより、男女関係なく誰もが地域活動へ参画できる機会を提供することができた。</p> <p>課題：引き続き、パトロール団体や防犯カメラ設置台数を増やしていくことが課題。</p>	継続	安全・安心なまちづくりを推進し、引き続き誰もが参画できる機会を提していくために、安全安心パトロール隊に腕章や自転車表示幕などのパトロール物品の配布による支援や防犯カメラ既設置町会に対する増設、未設置町会に対する新規設置の働きかけを継続していく。	地域防災課

方向性								
	取組	内容	これまで実施した取組内容	評価	現状・課題	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
	②多様な視点を反映した地域防災力の向上							
54	地域防災訓練・避難所運営訓練	地域で開催する防災訓練や避難所運営訓練で、女性の視点を取り入れた訓練実施を働きかける。	避難所運営協議会などにおいて女性の視点を取り入れた訓練の実施などを働きかけた結果、授乳室・更衣室の設置やマンホールトイレの男女分け、女性専用スペースでの警備などについて協議が進んだ。また、生理用品の全校配備を完了し、避難所における女性に配慮すべき課題の解決を図っている。	B	現在、避難所における女性に配慮すべき課題について避難所運営協議会などで協議を進めている。今後、訓練（授乳室・更衣室の設置訓練など）を行い、 女性の視点を取り入れた避難所運営に配慮していく。	継続	避難所運営協議会未設立の避難所で設立を促進し、その中で女性に配慮すべき課題についての協議を行っていく。 男女別更衣室や授乳室等の配置について、 今後も避難所運営協議会での協議を重ねていく。	地域防災課
55	地域防災計画の改訂・運用	事前の防災対策及び発災後の復旧・復興対策について、女性の視点を取り入れた地域防災計画改訂に取り組む。	地域防災計画の修正にあたり毎年各防災関係機関及び関係部署へ意見提出を依頼しているが、依頼に際して送付文に女性の視点の反映や、男女共同参画の実現に資する内容も積極的に記載するように明記した。	A	地域防災計画には円滑な避難所運営対策として男女のニーズの違いや運営への女性の参画等に関する配慮事項を「避難所開設・運営マニュアル」としてまとめるよう明記している。 例えば、避難所運営部長が男性であれば副部長は女性を選出するなど、避難所運営に性別の偏りが生じないよう取り組んでいる。	拡充	内閣府男女共同参画局作成のガイドライン「災害対応力を強化する女性の視点」の内容を遵守し男女共同参画の実現に向けて取り組んでいく。 また、地域防災計画の修正に関する庁内や各防災関係機関等へ依頼においても、女性の視点の反映や、男女共同参画の実現に資する内容を積極的に記載するよう、引き続き働きかけていく。	防災危機管理課

重点目標								
課題								
方向性								
	取組	内容	これまで実施した取組内容	評価	現状・課題	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
重点目標3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち								
(1) 困難を抱えた人への支援								
①ひとり親家庭の就業・生活の安定を通じた自立支援								
56	ひとり親家庭総合相談事業【ひとり親相談室すずらん】	子育てや生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで寄り添い型の相談を行い、ひとり親家庭の多様なニーズに対応する。	ひとり親家庭の多様なニーズに対応するため、キャリアコンサルタント等の資格を持った相談員による総合相談窓口で相談対応をしている。就業による自立に向けた支援を基本にしつつ、子育て・生活支援などの相談・支援業務に特化している。 相談延べ数 H29(1,193) H30(1,215) H31(1,164) R2(893) R3(1,306)	A	現状：ひとり親の「経済的・精神的な自立」のため、専門性の高い相談員が、ライフプラン、キャリア形成の相談に応じている。 相談員は、ひとり親の支援策だけでなく、ハローワークの事業などの労働施策や最新の業界動向に精通し、相談者の人柄、能力、働ける時間等と企業側の求める人物像の両方を把握したうえでマッチングしている。 課題：相談者によっては、就労経験が少ない等の理由によりマッチングが困難な場合がある。	継続	ひとり親家庭の多様なニーズに対応し、「経済的・精神的な自立」を図るため、専門性の高い相談員が今後もきめ細かく相談・支援をしていく。 来所のオンライン予約を開始	児童家庭課
57	母子・父子自立支援員	母子・父子家庭の暮らしの問題や自立の援助の相談を実施する。	ひとり親家庭の母又は父に対し、母子及び父子福祉資金の貸付や職業能力の向上及び求職活動等就業の相談・指導を行い、ひとり親家庭の自立に必要な支援を行った。 相談件数 H29(4,557) H30(4,517) H31(4,568) R2(4,017) R3(3,095)	A	現状：母子及び父子福祉資金の貸付や各種給付金を支給することで、ひとり親の経済的な自立にむけた相談・指導を行っている。 課題：ひとり親家庭は、相対的貧困率が50.8%と経済的な困難を抱える世帯が多い。特に母子家庭は、離婚した父親から養育費を受給できている割合が24.3%と低い。	継続	今後も、ひとり親家庭の母又は父に対し、母子及び父子福祉資金の貸付や職業能力の向上及び求職活動等就業の相談・指導を行い、ひとり親家庭の自立に必要な支援を行っていく。	児童家庭課

		取組	内容	これまで実施した取組内容	評価	現状・課題	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
	58	ひとり親家庭ホームヘルプサービス	義務教育終了前の子どもを養育しているひとり親家庭で、病気や就職活動により一時的に家事や保育ができない場合、ホームヘルパーを派遣する。	日常生活を営むのに著しく支障があるひとり親家庭に対して、一定の期間、ホームヘルパーを派遣し、日常生活の世話等必要な援助を行った。 延べ利用時間 H29 (20 時間) H30 (24 時間) H31 (122 時間) R2 (23 時間) R3 (0 時間)	A	現状:ひとり親家庭となった直後3か月以内の方や、ひとり親家庭の親又は義務教育終了前の児童のうち一時的な傷病の方にホームヘルパーを派遣し、食事の世話などの必要な援助を行った。 課題:コロナ禍の中、感染症の拡大に終息の目途がたらず、家庭内に入られることを懸念する局面が続いている。	継続	病気やけがなど日常生活に一時的に支障があるひとり親家庭の支援を図るため、今後もホームヘルパーを派遣していく。	児童家庭課
	59	母子生活支援施設	経済的困窮など様々な課題を抱える母子を施設に入所させ、自立に向けた支援を行う。	母子世帯の自立促進のため、母と子の生活相談の充実を図り、精神の安定と経済的支援の安定が図れるよう支援した。また、子どもの健全育成を図るために、学習指導、生活指導、行事等を実施した。 入所世帯数 区内: H29 (17)、H30 (17)、H31 (15)、R2 (15)、 R3 (9) 広域: H29 (1)、H30 (1)、H31 (5)、R2(3)、 R3 (1) ※各年度3月31日現在	A	現状:様々な課題を抱える母子に対して課題解決のために様々な支援を実施した結果、生活の安定が図られ施設退所につながった。 課題:近年は DV 避難の母子の入所など課題が複雑化している。	継続	様々な課題を抱える母子世帯の自立促進のため、関係機関と連携して課題解決に向けて細やかな支援をしていく。	児童家庭課
	60	児童扶養手当 児童育成手当 ひとり親家庭等医療費助成	離婚・死亡・遺棄などの理由で、父親又は母親と生計を同じくしていないひとり親世帯等に手当の支給 および医療費の助成 をすることで、生活の安定と自立の促進、児童の福祉の増進を図る。	ひとり親世帯等に児童扶養手当、児童育成手当、 ひとり親家庭等医療費助成 を支給。 eトーク を導入し、 日本語が出来ない外国人対応を良化 。各年度末時点の受給者は以下の通り。 【児童扶養手当】 H29 (5,282)、H30 (5,139)、H31 (4,887)、R2 (4,773)、 R3 (4,675) 【児童育成手当】 H29 (7,587)、H30 (6,867)、H31 (6,690)、R2 (6,498)、 R3 (6,358) 【ひとり親家庭等医療費助成】 H29 (4,600)、H30 (4,426)、H31 (4,290)、R2 (4,290)、R3 (4,210)	A	必要に応じて受給者を就労支援や手当以外の支援に繋げることが課題。	継続	①「ひとり親家庭のしおり」を継続して作成し、 受給者に配布 する。 ②受給者を「 ひとり親相談室すずらん 」に繋げる。	児童家庭課

		取組	内容	これまで実施した取組内容	評価	現状・課題	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
	61	母子福祉生活一時資金	母子世帯が、災害や疾病等により緊急に資金を要する時に、15万円を上限に貸付を行う。	母子家庭の方で生活資金が一時不足する場合に、生活一時資金を貸し付け、その生活の安定を図った。	A	現状：引っ越し費用や子の進学先の制服購入などの理由により、生活資金が一時的に不足した方に、審査を行い要件を満たす方に貸付を実行した。 課題：母子世帯の母の預貯金額は、「50万円未満」が39.7%と最も多く、学費の支払などでまとまった支出をする場面で困難があること。（平成28年度 全国ひとり親世帯等調査より）	継続	生活資金が一時的に不足した方に対し、引き続き、申請の理由や日頃の生活収支、返済の見込みなどをきめ細かく聞き取りをすることで、返済に無理のない適正な範囲での貸付を実行していく。	児童家庭課
	62	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の母又は父が、保育士などの資格をとるために1年以上の養成機関に修学する際に、給付金を支給する。	ひとり親家庭の母又は父に対し、看護師等の資格を取得するための養成機関での修業中の期間について、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金を支給することにより、修業期間中の生活の安定及び資格の取得を支援し、母子家庭又は父子家庭の経済的自立の促進を図った。 給付件数 H29 (21) H30 (23) H31 (21) R2 (14) R3 (20)	A	現状：就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について本給付金を支給し、経済的な自立につなげていく。 課題：母子世帯の母は、81.8%が就業しているが、平均年間収入は243万円と児童のいる世帯の平均所得を100として比較すると49.2ポイントと低いこと。 （平成28年度 全国ひとり親世帯等調査より）	継続	今後も、事前相談の際に、支給を受けようとする者の資格取得への意欲、能力、当該資格取得見込等を的確に把握するとともに、生活状況について聴取するなど本給付金の必要性について十分精査したうえで支給決定し、ひとり親の経済的自立につなげていく。	児童家庭課
	63	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の母又は父が、指定された能力開発の講座を受講する際に、受講費用の一部を修了後に支給する。	ひとり親家庭の母又は父に対し、ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金を支給することにより、職業経験が乏しく技能も十分でないひとり親家庭の母等の就業を、より円滑にするための主体的な能力開発を支援することで、経済的自立の促進を図った。 給付件数 H29 (4) H30 (10) H31 (11) R2 (5) R3 (11)	A	現状：ひとり親家庭の母又は父が主体的に能力開発することを支援し、技能・資格を取得することで経済的な自立につなげた。 母子世帯の母は、81.8%が就業しているが、平均年間収入は243万円と児童のいる世帯の平均所得を100として比較すると49.2ポイントと低いこと。 （平成28年度 全国ひとり親世帯等調査より）	継続	今後も、事前相談の際に、支給を受けようとする者の就業経験、技能及び資格の取得状況並びに労働市場の状況等から判断して、対象講座を受講することが適職に就くために必要であるかを的確に把握し、ひとり親の経済的自立につなげていく。	児童家庭課

		取組	内容	これまで実施した取組内容	評価	現状・課題	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
	64	ひとり親家庭民間賃貸住宅家賃助成	老朽化等により賃貸住宅からの立ち退きを求められているひとり親世帯に対し、転居後の家賃の一部を助成する。	民間の賃貸住宅に居住し、やむを得ず転居を求められたひとり親家庭等に対して、転居後の家賃等を助成することにより、住まいの安定を図った。 給付件数 H29(6) H30(5) H31(2) R2(1) R3(1)	B	現状:ひとり親家庭及び児童を養育する者と児童で構成する世帯のうち、2年以上居住している住宅からの転居を求められ、要件を満たす方に助成を行い、住まいの安定を図った。 課題:地価の高騰により立ち退きを迫られるということが無く、事業の対象者の先細りが想定されること。	継続	今後、人口減少の局面を迎え、地価高騰の影響による立ち退き事例は減少していくと想定されるが、申請の相談時には、丁寧に聞き取りをし、支援の対象と判断される場合には、住まいの安定を図るべく支援をしていく。	児童家庭課
	65	ひとり親家庭学習支援	児童扶養手当などを受給している家庭の中学生で、学習塾・家庭教師などを利用していない方を対象に、大学生などのボランティアによる学習支援を行う。	H31年度で事業廃止	D		廃止		児童家庭課
	66	奨学資金貸付	経済的な理由で高等学校等への修学が困難な方を対象に、奨学金の貸付を行い、低所得世帯における子どもの学習機会の確保を支援する。	平成29年度から令和3年度までの間に、ひとり親家庭を含む奨学生延べ461名 に奨学金の貸付を行った。	A	国や都の支援制度の拡充を受け、新規奨学生の募集は平成30年度をもって終了。	縮小・見直し	国、都、他機関の教育費の助成・奨学金制度について、広く周知を図る。	教育推進課
	67	入学資金の融資あっせん	私立の高校及び大学等への入学に必要な資金に困窮している者を対象に、入学資金の融資をあっせんし、低所得世帯における子どもの学習機会の確保を支援する。	融資あっせんの案内を区立中学校・公共施設・各信金窓口へ送付し区民へ周知。融資が決定した方については、保証保険料及び利子補給金の交付を実行。 あっせん実績: H29/100件、H30/103件、H31/125件、R2/72件、 R3/45件	A	現状:左記記載のとおり、融資あっせんにより低所得世帯における子どもの学習機会の確保を支援している。	継続	引き続き、当該事業について区民へ周知していく。	教育推進課
	68	木全・手嶋育英資金の給付	経済的な理由で大学への修学が困難な成績優秀者に対し、育英資金を支給し、低所得世帯における子どもの学習機会の確保を支援する。	ひとり親家庭を含む奨学生延べ 33名 に育英資金の支給を行った。	A	令和 4 年度の支給予定者は 24名 。 令和2年度より国の給付金が拡充され、応募が減少している。	継続	寄付金を原資とした基金残高に基づき、事業を継続する予定。	教育推進課
	新	みんなの就労センターの支援	年齢、性別、障害の有無、就労プランク等に関わらず、働く意欲のある人に対し、就労の場を確保し、提供するセンターへの支援	【相談】 働く意欲はあるものの、就労に結びついていない方に対して職業相談を実施。 《会員数》 R3 169名 【就労機会の提供】 職業紹介事業、労働者派遣事業、請負事業により就労機会を提供。 《就労者数》 R3 77名	A	・就労条件(時間、勤務地、職種など)による求職者と人のミスマッチ ・個々に沿った働き方に関する企業への周知啓発	継続	・積極的な広報、啓発活動により、就労に結びついていない人の掘り起こしを促進する。 ・地域事業者に対する個別の営業活動により、更なる就労の場の開拓及び確保を行う。 ・地域の就労支援団体等との連携を強化し、就労意欲のある方をよりスムーズに就労へ結びつける。	福祉推進課

方向性								
	取組	内容	これまで実施した取組内容	評価	現状・課題	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
②困難を抱えた人の生活支援								
69	人権擁護委員、行政相談委員との連携強化	各委員を通じて、区民からの行政機関に対する苦情や人権侵犯問題等に関する相談に応じ、必要な助言や関係機関への通知を行う。	行政相談員は国の行政機関に対する要望・苦情などの相談を、人権擁護委員は女性の人権をはじめとする様々な人権問題について相談に応じ、必要な助言や関係機関への通知を行っている。 ※グリーンパレス区民相談室以外でも相談に対応している。 ○グリーンパレス区民相談室 【行政相談実績】 平成 29 年度 2 件、平成 30 年度 4 件、平成 31 年度 3 件、令和 2 年度 0 件、令和 3 年 1 件 【人権相談実績】 H29 年度 6 件、H30 年度 3 件、H31 年度 3 件、R2 年度 - 件(新型コロナウイルス感染拡大防止のため休止)、R3 年度 1 件	A	現状: 相談内容に応じて必要な助言や関係機関(行政評価事務所、東京法務局)との連携を行っている。	継続	引き続き、関係機関と連携して行政相談、人権相談を実施していく。	総務課
70	生活一時資金貸付	一時的に生活資金が不足した方に対し、低金利で貸付を行うことにより、生活の維持や再建を図る。	相談者一人ひとり個別に相談を受け、貸付を実施。また、相談者の生活状況に応じた部署への案内も行った。 貸付実績：H29 (184)、H30 (157)、H31 (142)、R2 (145)、R3 (76)	A	これまで実施した取組内容に記載したとおり、個々の状況に応じた対応を行うことで、相談者の生活の維持や再建を図ることができた。	継続	引き続き相談者個々の状況に応じた案内を行いながら貸付を実施し、生活の維持や再建を図る。	地域振興課
71	母子保健措置医療給付	未熟児養育医療、障害のある児童への育成医療給付を行う。	未熟児の新生児に必要な医療の給付を行う。 ・養育医療給付人数：H29 (132)、H30 (133)、H31 (116)、R2(103)、R3(117) 身体障害のある 18 歳未満の児童に対し生活能力を得るために必要な医療の給付を行う。 ・育成医療利用件数：H29 (155)、H30 (154)、H31 (219)、R2(190)、R3(148)	A	申請(審査あり)に基づき、必要な医療給付を行っている。	継続	引き続き、必要な医療の機会を提供していく。	健康サービス課(健康サポートセンター)

		取組	内容	これまで実施した取組内容	評価	現状・課題	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
	72	女性総合相談	人間関係や様々な悩みを聞き、解決に向けて関係機関を紹介する。 ～H30年度：女性総合相談 H31年度：家庭の総合相談 R2年度：大人のなんでも相談	～H30：女性を対象に、生き方や人間関係など様々な悩みを聞き、解決に向けて関係機関を紹介した。 H31：セクシャル・ハラスメントなど性別による権利侵害、夫婦・親子等家庭の問題、職場・近隣との人間関係、性別に関する悩みを聞き、解決に向けて関係機関の紹介や情報提供を行った。 R2：夫婦・親子の問題などの問題解決に向け、相談の内容に応じて適切な窓口を紹介した。法的な判断を必要とする問題については、弁護士が助言や情報提供を行った。 相談実績：H29(1,231)、H30(1,285)、H31(1,422)、R2(2,055)、R3(2,511)	A	現状：「大人のあらゆる相談」の相談窓口として、「大人」に関する全ての相談を受け付け、内容に応じて関係機関を紹介するなどの確に対応し、解決に向けた支援を行う。相談の中で、法的な助言や情報提供が必要な問題については、弁護士による法律相談につなげた。 課題：離婚に関する相談については、利益が相反する者の両名から相談の希望があった場合に、同じ弁護士が担当しないなどの調整が必要であること。	継続	引き続き、様々な相談に的確に対応できる専門員を配置し、相談内容に応じて適切な関係機関を紹介していく。 これまで法律相談は、月1回土曜日に女性弁護士が相談に應じていたが、令和3年度からは、平日の週3日及び月1回夜間に、「離婚・DV・LGBTQ」に精通した弁護士が相談対応できるよう体制を整えた。 オンライン法律相談を実施予定	児童家庭課
	73	次世代育成支援事業	子どもの不登校等に悩む生活困窮家庭等を支援することで、子どもの学習・進学を後押しする。保護者の経済状況に左右されることなく将来に向けて生活の安定を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の家庭状況を把握するため、自宅への訪問及び関係機関での面談等を実施した。 ・居場所づくりを兼ねた学習会を実施した。また、進学に向けた情報提供や高校進学後の定着に向けた相談及び日常生活・学習等を支援した。 ・次世代育成支援事業参加児童数（延べ人数） H29(339)、H30(417)、H31(488)、R2(349)	B	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校児の家庭では、子どもの教育について親の関与がない、又は関心がないなどの問題を抱えている。 ・R2年度は新型コロナウイルスの影響で学習会や家庭訪問等を中止したため、参加児童数が減少した。 	継続	自宅訪問時に子どもの学習支援などだけではなく、親への信頼関係構築へ向けた支援も積極的に行っていく。 ・R4年度以降、新型コロナウイルスが落ち着きを取り戻したのちに、不登校児の的確な把握から自宅訪問等での声掛けなどによって参加児童数を400人程度まで増やしていく。	生活支援第一・二・三課

		取組	内容	これまで実施した取組内容	評価	現状・課題	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
	74	若者きずな塾	社会に一步を踏み出せない 35 歳以下の若者に対し、安心できる居場所を提供しつつ、就職や社会生活に必要なコミュニケーションスキルを身につけられるよう支援する。	月 4 回（初めての方限定の会を含む）開催し、コミュニケーションスキルの向上、就職に必要なスキルや心構えの習得を目的とし、講義やグループワークなどを実施。 参加実績（延べ）： H29（426）、H30（348）、H31（286）、R2（234）、 R3（338） 新規登録者： H29（35）、H30（24）、H31（26）、R2（30）、 R3（33）	A	<ul style="list-style-type: none"> アンケートの結果より、多くの参加者から「自信が回復した」や「前向きになれた」などの声が上がっており、就職決定した参加者もいたため、多くの参加者の就職活動に寄与できたと考える。 毎回参加者に記入してもらったアンケートの集計結果より、参加者が求めているテーマ等を把握し、状況に合わせて開催することができた。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> アンケートの集計結果や社会情勢を鑑みてテーマや講義内容を検討しながら引き続き実施する。 新規利用者毎年 30 名を目指す。 	地域振興課
	75	地域支援ネットワーク	熟年相談室（地域包括支援センター）、民生・児童委員、区の連携により、協力団体・事業所、区民の方々からの通報に迅速に対応する体制をとることにより、男女問わず熟年者が住み慣れた地域で安心安全に生活できるよう支援する。	<ul style="list-style-type: none"> 情報共有・連携強化を目的とした会議を年一回実施した。 なごみの家により地域課題を抽出し、解決を図るための地域支援会議を定期的開催。複雑化・複合化した課題を抱える支援対象者に対する個別ケース会議を随時行った。 協力団体等からの通報に対応し、必要に応じて安否確認を行った。 緊急安否確認： H29（101）、H30（136）、H31（83）、R2（91） R3（74）	B	現状：実施した取組内容に記載したとおり、各会議を実施したことで関係機関と連携し活動できた。緊急安否確認の対応は熟年相談室へ委託し、協力団体等からの通報に対応している。 課題：介護サービスの利用がなく、地域との関りが薄い熟年者に関する情報が入ってきにくい。	拡充	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携強化や、協力団体を増やしていくことなどにより、ネットワークを一層充実・強化していく。 	福祉推進課
	76	地域見守り名簿の活用	地域見守り名簿を希望する町会・自治会やなごみの家、消防署などに提供し、平常時からの見守りに活用する。	<ul style="list-style-type: none"> 新たに名簿対象となる方、これまで名簿への記載を希望していなかった方へ登録同意調査を実施。 区内消防三署、なごみの家、提供を希望する町会・自治会へ名簿の提供を行った。 	B	提供する町会・自治会数が減少傾向にある。	継続	各地域の連町会議へ出席し、PR を実施。さらにすべての町会・自治会へ PR チラシ等を送付し、活用につけていく。	福祉推進課

		取組	内容	これまで実施した取組内容	評価	現状・課題	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
	77	家庭廃棄物の戸別訪問収集	高齢者・障害者で家庭廃棄物を集積所へ出すことが困難な方を対象に実施する。	<p>自らごみ又は資源を集積所に出すことが困難な熟年者世帯等に対して、ごみ又は資源を戸別収集することによって、日常生活の負担を軽減し、在宅生活の支援を行う。</p> <p>【件数】 令和4年：1,326、令和3年：1,262、令和2年：1,087、令和元年：1,101、平成30年：1,015、平成29年1,031、平成28年：901</p>	A	ごみの収集は区民生活の安定確保に不可欠な行政サービスであり、熟年者や障害者に対しても欠けることなく実施する必要がある。また、在宅生活の支援という視点においても有用である。	継続	自らごみ又は資源を集積所に出すことが困難な熟年者世帯等に対して、ごみ又は資源を戸別収集することによって、日常生活の負担を軽減し、在宅生活の支援を行う。	清掃課
	78	住まいの改造助成	介護を必要とする熟年者が車いすなどを使用して暮らしやすいよう住まいを改造する場合、その費用を助成する。	<p>申請者に必要な改修を本人や家族、ケアマネジャーや施工業者とともに検討し、安全な居宅生活が送れるように支援を行っている。</p> <p>助成決定実績：H29<170件> H30<148件> H31<109件> R2<132件></p>	B	地域包括支援センターやケアマネジャーに住まいの改造助成制度の案内を充実させることにより、より広く周知を図り、あわせて正しい理解と有効利用を勧めていく。	継続	リーフレット等を作成し、地域包括支援センターや介護事業所に配布し、制度の普及に努める。	介護保険課

課題								
方向性								
	取組	内容	これまで実施した取組内容	評価	現状・課題	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
(2) 生涯を通じた健康支援								
①妊娠・出産や女性特有の疾病への支援の推進								
79	女性の健康講座	女性特有の健康問題に関する講座を実施する。	参加者実績 H28：151名（2回開催）、 H29：56名、H30：35名、 H31・R2・R3：新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	A	現状：直近では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催できずにいるが、毎年概ね好評に実施できていた。 課題：来場方式で実施してきたが、定員超の場合に参加をお断りする場合がある。	継続	オンライン配信の活用により、来場方式よりも定員を増やし、かつ自宅などの好きな場所から参加できるようにする。	総務課
80	女性の健康支援	女性の健康週間に合わせ、女性特有の健康に関する正しい知識を普及啓発するため、健康応援情報誌及びポスターを作成する。	3月の女性の健康週間に合わせ、女性特有の健康に関する正しい知識を普及啓発するため、健康応援情報誌及びポスターを作成した。 (令和2年度は情報誌のみ)	A	令和2年度は今までのレイアウトを変更し、より見やすい工夫を心掛けた。 令和2年度で紙媒体での情報提供は終了となったため、どのような手法で広報していくのが、課題である。 SNSの活用について検討する必要がある。	縮小・見直し	紙媒体での情報提供は令和2年度で終了。 今後は、区ホームページ、ツイッター、フェイスブックなどの媒体を活用して、自身の健康について考えてもらうきっかけを増やす。	地域保健課
81	骨粗しょう症予防教室	骨粗しょう症に対する知識の習得と生活習慣を振り返るための講座を行い、生活習慣改善に結びつける。	令和元年度に事業終了	D				健康サービス課(健康サポートセンター)

			取組	内容	これまで実施した取組内容	評価	現状・課題	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
		82	性感染症相談及び HIV 検査の実施	電話や面談による性感染症相談、HIV 検査を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所において、匿名での HIV 検査を実施した。 →検査実績：H29(549)、H30(451)、H31(500)、R2(51)、R3新型コロナウイルス感染症の流行のため休止 ・毎年 12 月1日の世界エイズデーに合わせて、普及啓発活動を実施した。 →健康サポートセンター等でレッドリボンタペストリーや予防啓発ポスターの展示、性感染症予防パンフ及びグッズの提供をした。 ・毎年東京都 HIV 検査・相談月間に合わせて、普及啓発活動を実施した。 	A	<p>現状：実施した取組内容に記載したとおり、都や国の予防イベントを周知することで、保健所で匿名で検査を受けられることを普及することができた。</p> <p>課題：新型コロナウイルス感染症の流行により、検査体制を確保できなかったことが今後の課題。</p>	継続	新型コロナウイルス感染症の流行がおさまり、検査再開時には改めて検査体制や周知方法を見直しつつ実施する。	保健予防課
		83	青少年層への HIV 対策講演	性に関する意思決定や行動選択の能力形成過程にある青少年層に対して教育現場の協力のもと、普及啓発を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・希望する中学校への性感染症予防に関する健康教育を行い、性感染症に関する知識の普及啓発、健康増進を図った。 →健康教育実績：H29(2,740人)、H30(1,998人)、H31(298人)、R2新型コロナウイルス感染症の流行により健康教育は行わず、区内の中学校全校(33校)へ性感染症予防のパンフレット(984部)を配布、R3新型コロナウイルス感染症の流行のため実施できず 	A	<p>現状：希望する中学校へ性感染症予防の健康教育を行うことで、正しい知識を提供でき、予防行動がとれるようサポートできた。</p> <p>課題：新型コロナウイルス感染症の流行により、健康教育として実施していくべきか検討が必要。</p>	継続	新型コロナウイルス感染症の流行状況に合わせた啓発活動を実施する。	保健予防課

		取組	内容	これまで実施した取組内容	評価	現状・課題	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
	84	産後ケア	産院等の空きベッドを活用して、産後うつ等に対する母子ショートステイを実施し、児童虐待の未然防止を図る。	産後ケア(訪問型)は新規事業としてR2年10月より開始。区内産後ケア(通所型)(宿泊型)は医療機関のみであり、コロナ禍で稼働できない状況から区外施設と11月から契約し事業の拡充を図った。 ・産後ケア(訪問型)実績(件): R2(94)、R3(329) ・産後ケア(通所型)実績(件): H30(82)、H31(121)、R2(36)、R3(86) ・産後ケア(宿泊型)実績(件): H29(5)、H30(9)、H31(3)、R2(0)、R3(187)	A	令和3年度中に(通所型)(宿泊型)が利用できる区内の施設が追加され、(宿泊型)はハイリスク者に加え一般区民も利用できるよう事業を拡充した。(訪問型)は対象者を産後1歳未満まで、利用回数3回までに拡大し、利用できる人が増えた。産後すぐから使えるよう利用申請を妊娠中からできるように変更し、区民の利便性を上げることもできた。まだ施設が限られているため、さらなる施設の拡充ができると良い。	拡充	産後ケア(通所型)(宿泊型)の実施が可能な区内施設の開拓。	健康サービス課(健康サポートセンター)
	85	妊婦歯科健診	ハローベビー教室(平日)の中で実施し、歯科健診・歯科保健指導・口腔ケアの指導を行う。	令和元年度より、受診方法を個別医療機関での受診に変更し、より受診しやすい環境を整備した。 受診者数(受診率):平成29年度1,215人(19.6%)、平成30年度1,241人(19.7%)、令和元年度1,572人(25.4%)、令和2年度1,493人(27.2%)、令和3年度1,614人(30.0%)	A	受診方法を変更したことにより、コロナ禍であっても中止を避けられる体制となっている。受診率も、令和元年度からは増加しているが、さらなる受診者の増加が必要となる。	継続	妊娠中の歯科健診受診の重要性について、現状では母子保健バックヘチラシ封入、母子面接での案内、区ホームページへの掲載を実施しているが、今後、子育て応援アプリ『びよナビえどがわ』の活用など充実を図る。	健康サービス課(健康サポートセンター)
	86	妊婦健康診査	妊婦健康診査や妊婦超音波検査、妊婦子宮頸がん検診の費用を助成することで、妊婦の健康を支援する。	延受診者数実績: H29(73,436)、 H30(71,611)、 H31(69,028)、 R2(59,033) R3(58,769)	A	コロナ禍で出産件数が大きく減少しているため、費用助成件数も比例して減少している。また里帰りしている妊婦が多いためか、償還払いの申請件数が目立つようになる。	継続	安心して出産ができる環境を整えるべく引き続き取り組んでいく。	健康サービス課(健康サポートセンター)

		取組	内容	これまで実施した取組内容	評価	現状・課題	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
	87	妊婦全数面接事業（びよママ相談）	妊娠届出時または、妊娠中にすべての妊婦と保健師等が面接を行うことで出産や子育てに関する不安及び悩みを軽減する。産後も相談しやすい関係を作り、必要に応じた支援を切れ目なく行う。	新型コロナウイルス感染への懸念に考慮し、母子健康手帳の郵送申請を実施。妊婦全数面接を受ける機会がない妊婦が発生したが、適宜事業の目的を電話や手紙で説明したことにより、来所者の減少を抑えることができた。 面接実績（件）：H29（6,656）、H30（6,290）、H31（6,157）、R2（5,440）、 R3（5,307）	A	現在は国と都の補助金を活用し、育児ギフト（子ども夢商品券 9,500 円分）を渡しているが、補助は令和6年度までとなっている。補助終了後、区独自のギフト配布は困難な状況から、面接数を維持する仕組みが課題となっている。	継続	より、相談しやすくするため、オンライン相談などを 実施 。	健康サービス課（健康サポートセンター）
	88	妊産婦訪問指導	保健師の訪問指導により、異常の早期発見・防止についての指導、妊娠中の健康相談を行う。	妊婦全数面接や医療機関との連携により要支援者を把握し、保健師による訪問指導を行い、身体的・精神的な健康相談を行った。 ・訪問実績：H29（1,221）、H30（1,245）、H31（922）、R2（905）、 R3（915）	A	H31年度～R2年度は新型コロナウイルス感染症の影響のため、訪問希望されない方、里帰り出産の長期化、妊娠届出数の減少等により訪問数は減少したが、 R3年度は微増した。訪問に関わらず要支援者への関りができることが大切。	継続	妊婦全数面接や医療機関との連携により要支援者を把握し、保健師による訪問指導を行い、身体的・精神的な健康相談を行う。	健康サービス課（健康サポートセンター）
	89	助産師育児相談	新生児訪問後の継続支援の場として、助産師による授乳等に関する相談の機会を設け、育児不安を軽減し安心して子育てができるよう支援する。	助産師による個別相談や参加同士の交流により、育児不安の軽減や母子の孤立化を防ぎ、安心して子育てができるように支援した。 ・利用者数実績：H29（833）、H30（671）、H31（551）、R2（193）、 R3（235）	A	新型コロナウイルス流行以前は予約制ではなく自由に参加でき、母親同士の交流も活発であり、孤立化防止につながっていた。令和2年度は中止期間があり、再開後は新型コロナウイルス感染拡大防止のため定員を制限し時間予約制・時間短縮となり参加者同士の交流を中止している。 R3年度は中止はなかったが、運営はR2年度のやり方を継続。	継続	・感染予防対策を行い、参加者交流の再開 ・オンライン相談の検討	健康サービス課（健康サポートセンター）
	90	地域子育て見守り事業（赤ちゃん訪問事業）	研修を受け登録をした子育て見守り員（赤ちゃん訪問員）が、対象家庭を訪問し子育て情報バックを届けながら、乳児その保護者等の様子、育児に関する不安・悩み等の傾聴及び相談、地域の子育てに関する情報を提供する。	R2年度より「赤ちゃん訪問事業」として新たに訪問員を増員し、充実を図った。 訪問員：H31年（105名）、R2年（167名） 訪問実績（回）：H31（2,445）、R2（2,423） 面会実績（回）：H31（1,554）、R2（933）、 R3（1,025）	A	予定していた訪問員への研修会と連絡会が新型コロナの影響で実施できなかった。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、緊急事態宣言発令期間は投函のみとし、面会を実施しない方針をとった。またそれ以外の時期においても対面を希望されない保護者もあり、 面会実績はR2年度同様に少なかった。	継続	感染対策を講じた研修会や連絡会の実施の検討。面会できなくても状況把握ができる方法の検討。	健康サービス課（健康サポートセンター）
	91	乳幼児健康診査・健康相談	乳幼児の健康診査を行い、その保護者に適切な保健指導を実施することにより、乳幼児の健全育成を図る。あわせて子育てが困難な家庭や虐待の危険性のある	乳幼児健診時に予診票や、子育てアンケートを実施し、父親の育児参加の状況や母親への支援状況など確認し、支援が必要な方のセレクトを行い、相談に応	A	健診時の課題解決に向けて 検討 する。健診時の相談で解決できない課題がある方は、地区担当保健師に引き継ぎ、継続支援を実施している。健診未受診など	継続	より受診率向上に向けて取組、不安や課題を抱えた育児をしている家庭を把握し、支援に結び付けていく。	健康サービス課（健康サポートセンター）

		取組	内容	これまで実施した取組内容	評価	現状・課題	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
				る親子を早期に発見し対応する。		じている。			
	92	新生児訪問指導	新生児の発育・栄養・生活環境・疾病予防等、発育上必要な事項について、保健師や委託助産師が1回訪問指導をする。	育児や発育上に必要な助言を行うとともに、EPDS等のツールを活用し、産後うつ等の早期発見や虐待予防に努めてきた。 訪問実績(人): H29(3,619)、H30(3,514)、H31(3,373)、R2(2,514)、R3(2,719)	A	により、現在の状況が把握できない家庭がある。 年々出生数が減少する中、新型コロナウイルス感染予防や里帰りの長期化などにより、訪問希望者が減少していたが、令和3年度は妊婦面接での勤奨強化や電子申請も取り入れ、出生数減に対し訪問数は増加した。 コロナ禍での育児は抑うつ状態を助長しかねず、今後も相談しやすい環境や要支援者の早期発見の工夫が必要。	拡充	SNS等を活用し、新生児期の母子とよりスムーズに連絡が取れる仕組みや、育児不安や抑うつ状態等の早期発見及び早期相談につなげる方法を検討する。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
	93	多胎児の会	双子・三つ子など同じ環境にいる親同士が交流することで、育児に関する情報交換や問題解決する力を育み、安心して子育てできるように支援する。	参加者の抱える課題や解決策の共有や、日ごろのストレス解消の吐き出しの場となっている。その中で、一人育児の不安や負担軽減のための解決策の共有を図っている。 ・利用者数(組)実績: H29(173)、H30(138)、H31(158)、R2(71)、R3(103)	A	新型コロナウイルス感染症の予防のため、予約制で人数制限をしてグループ活動を実施している。R2・3年度は感染状況により中止期間あり。参加者の抱える課題や解決策の共有、日ごろのストレス解消の吐き出しの場となっている。育児において、具体的に父親がどのような役割をとっているかなど情報共有する。実際は、父親の社会的立場により、育児参加できない場合も多い。	拡充	グループに参加できるように、制度をうまく活用し、不安や負担の少ない育児ができるよう、継続支援する。また、保健師に加え助産師、保育士等の専門職を入れることで、様々な相談支援が受けられるよう体制の拡充を図る。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
	94	2か月児の会	育児不安が強くなりやすい時期に、仲間づくりや子育てに関する相談や情報を受けられる場所を提供することで子育てを支援する。	参加者の抱える課題や解決策の共有や、日ごろのストレス解消の吐き出しの場としても実施している。参加者同士の交流を深め、仲間づくりの機会とし、その中で、一人育児の負担や負担軽減のための解決策の共有を図っている。 ・利用者数実績: H29(2,201)、H30(2,226)、H31(1,917)、R2(854)、R3(1,315)	A	新型コロナウイルス感染症の予防のため、予約制で人数制限をしてグループ活動を実施している。参加者の抱える課題や解決策の共有や、日ごろのストレス解消や仲間づくりの機会となっている。育児において、具体的に父親がどのような役割をとっているかなど情報共有する。実際は、父親の社会的立場により、育児参加できない場合も多い。	継続	制度を活用し、不安や負担の少ない育児ができるよう継続支援する。	健康サービス課 (健康サポートセンター)

方向性								
	取組	内容	これまで実施した取組内容	評価	現状・課題	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
	②ライフステージごとの課題に応じた健康づくりの推進							
95	各種健康事業の実施	区民の健康に対する理解と知識を向上させるため、個人や地域に対し、健康に関する講習会や相談事業を行う。	各種健康講座、グループ活動など個人や地域に対し講演や相談事業等を行った。 講演会・講習会等実績： H29(1,392回 51,721人)、 H30(1,347回 52,489人)、 H31(2,631回 39,354人)、 R2(697回 7,665人) R3(852回 10,922人)	A	新型コロナウイルスの影響により、講習会等の開催中止や少人数かつ開催時間の短縮で、情報発信そのものが大きく制約を受ける状況となったため、ホームページ等の広報媒体を活用し情報発信を行った。外出を控えることで、熟年者を中心に地域住民どうしの交流機会の喪失による閉じこもりや、運動不足などからくるフレイルや肥満などの課題に対して継続した情報発信が必要。	継続	・感染対策を講じた各種事業や健康講座等の実施、熟年者等の外出控えによる課題に対応した内容の検討。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
96	栄養相談・指導	成人むけに疾病の予防健康増進のために 、日常の食生活の状況について、栄養士による相談・指導を行う。 乳幼児の健やかな発育のために 乳幼児期の食生活の悩みや発育に合わせた食事について、栄養士による相談指導を行う。	成人向けに 食とのかかわりの深い疾病(糖尿病、脂質異常症)の予防、肥満の改善、 低栄養予防 など、個別の相談を行った。 相談実績： H29(1,259人)、 H30(1,274人)、 H31(1,465人)、 R2(860人) R3(915人) 授乳や離乳食、幼児食などについての相談を行った。 R3(690人)	A	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、予約制による相談を実施した。 成人については、相談控えの傾向が続いている。 乳幼児期は、同年齢の乳幼児を持つ親との交流が少なく情報をネットに頼っている。誤情報を入手し、悩みを持つようになる相談者も多かった。	継続	感染症対策を講じた相談体制をつくる。より身近な相談場所として利用してもらえるように周知するとともに相談がより個人に有益になるように指導内容や指導媒体等にも工夫をする	健康サービス課 (健康サポートセンター)
97	がん検診等の実施と受診勧奨	広く区民に対して健康診査やがん検診の機会を提供するとともに、働き盛りや子育て中の若年層から、り患者が増加する大腸がん・乳がん・子宮頸がんに重点を置いた効果的な受診勧奨を実施する。	9月のがん予防推進月間に合わせ、がん予防の普及啓発として、リーフレットの作成、及び 9月中旬 に子宮頸がん(20歳)・乳がん(40歳)の個別受診勧奨を実施した。 11月 には胃がん・大腸がんについても、40・45・50・55・60歳を対象に個別勧奨を実施した。	A	9月に送付した受診勧奨のデザインを一新し、通知発送後の乳がんと子宮頸がんの受診者が増加した。 個別勧奨をすることで、一定の効果があがる事から、今後の勧奨方法についても工夫が必要である。	継続	区で実施しているがん検診の認知度を上げること、受診者を増やすための個別勧奨に力を入れていく必要がある。	健康推進課

		取組	内容	これまで実施した取組内容	評価	現状・課題	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
	98	がん予防出前教室	将来的ながん死亡者の減少や生活習慣の大切さを若い世代から意識づけるため、小・中学生に対しがんの正しい知識を教える出前教室を実施する。	中学校は医師会から医師を講師派遣、小学校は8か所の健康サポートセンターから保健師を講師派遣して実施した。平成29年から令和元年の実績としては、中学校33校、小学校71校。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から実施を見合わせた。	C	令和2年度、令和3年度2学期以降は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止とした。効果的な教室運営が課題。	縮小・見直し	各学校へがんに関するデータやがん検診などをがん教育に活用してもらうため、情報提供を行う。	地域保健課
	99	健康努力児童・生徒表彰	日頃から健康づくりに励み、大きな成果を上げている児童・生徒を表彰し、その努力を称えることで、学童期の健康づくりを推奨する。	各小・中学校において、心豊かで自己の健康づくりに継続的に努力し、成果をあげている者を表彰した。 ・表彰者実績(小学校・中学校): H29(176人・150人)、 H30(175人・147人)、 H31(183人・142人)、 R2(176人・139人) R3(170人・143人)	A	現状：実施した取組内容に記載したとおり、日頃から健康づくりに励み、大きな成果を上げている児童・生徒を表彰することにより、健康についての意識の高揚が図られている。	継続	引き続き、各小・中学校において、心豊かで自己の健康づくりに継続的に努力し、成果をあげている者を表彰し、各小・中学校での健康についての意識の高揚を図っていく。	学務課
	100	リズム運動	熟年者の仲間づくりや健康づくりなどを支援するため、社交ダンスを熟年者向けにアレンジしたリズム運動を実施する。	リズム運動は男女がペアとなって組んで踊るようなプログラムが多数用意されているが、女性が男性のステップを選ぶことができるなど、気軽に参加できる体制で実施している。	A	新規参加者が減少している。参加者の高齢化が進んでいる。	継続	初心者教室等各種教室の募集方法の検討や、イベント出演など広報活動を強化し、リズム運動の普及促進に努める。	福祉推進課

課題									
方向性									
	取組	内容	これまで実施した取組内容	評価	現状・課題	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署	
(3) すべての暴力の根絶									
①配偶者等からの暴力被害者に対する相談支援体制の充実									
101	配偶者暴力相談支援センターの運営	配偶者等からの暴力の被害者の保護と支援を行う。	DV 被害者や関係者等から相談を受け、関係機関の情報提供や必要に応じて関係機関と連携して支援を行った 支援実績（相談）： H29（69）、H30（134）、H31（67）、R2（139）、 R3（116） 支援実績（証明書等の発行）： H29（40）、H30（30）、H31（43）、R2（73）、 R3（55）	A	現状：区 HP や関係機関からの紹介により相談に繋がった被害者に対して、必要な情報提供や関係機関に繋げることにより、迅速な被害者保護や自立支援に結び付くことが出来た。 課題：関係機関と連携した重層的な被害者保護への取組	継続	相談者に対して必要な情報提供を行い、関係機関と連携して迅速な被害者保護に繋げるとともに、自立に向けての支援をしていく。また、引き続き区の HP や DV 相談カード等で積極的に周知を行なっていく。	児童家庭課	
102	女性に対する暴力相談	パートナー等からの暴力に関する情報提供や助言をする。 ～H30 年度：女性に対する暴力相談 H31 年度：家庭の総合相談 R2 年度：DV 相談	～H30：女性を対象に、パートナー等からの暴力に関する相談を受け解決に向けて関係機関の案内、情報提供等を行った。 H31～R2：家族間、パートナー等からの暴力に関する相談を受け、解決に向けて関係機関の案内、情報提供等を行った。 相談実績： H29（145）、H30（169）、H31（406）、R2（883）、 R3（965）	A	現状：区 HP や関係機関からの紹介により相談に繋がった被害者に対して、必要な情報提供や関係機関に繋げることにより、迅速な被害者保護や自立支援に結び付くことが出来た。 課題：関係機関と連携した重層的な被害者保護への取組	継続	相談者に対して必要な情報提供を行い、関係機関と連携して迅速な被害者保護に繋げるとともに、自立に向けての支援をしていく。また、引き続き区の HP や DV 相談カード等で積極的に周知を行なっていく。	児童家庭課	
103	DV 被害者支援ネットワーク連絡会	関係機関と連携して、DV 被害者に対する適切な支援及び保護を図るために設置する。	ネットワーク連絡会において、DV 被害者の保護や自立支援のために必要な事項を協議し、関係機関が連携して適切な対応を行った。 実績（実施日）： H29（9/12）、H30（9/5）、H31（9/6） ※R2 年度は新型コロナウイルス感染症予防のため実施見送り R3（12/21）	A	現状：関係者が現状や課題について共通認識を図り、被害者保護や自立支援のための必要な支援が出来た。 課題：関係機関と連携した重層的な被害者保護への取組	継続	被害者支援の重層的な取組の強化のために、 引き続き連絡会を開催する。	児童家庭課	

方向性									
	取組	内容	これまで実施した取組内容	評価	現状・課題	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署	
104	DV相談カードの発行	配偶者暴力についての啓発及び配偶者暴力相談支援センターの周知のため、トイレなど手取りやすい場所に設置する。	毎年 20,000 枚発行し、区内各所に配架、イベント時に配布。	A	現状：区内各所に配架、イベント時に配布。 課題：カード発行による周知のため、公共施設来所者やイベント参加者に周知が限定されがちである。	拡充	SNS でも年5回以上情報発信する。	総務課	
②暴力防止のための啓発									
105	デートDV防止講座	主に中学校・高校でのデートDVに関する啓発講座を実施する。	参加者実績 H28：実施無し、 H29：162名（1回）、 H30：232名（5回）、 H31：878名（3回）、 R2：196名（1回）、 R3：632名（4回）	B	現状：区内の小中高校等に案内し、希望する学校等へ講師派遣、デートDV予防啓発に効果を発揮している。 課題：申込数が伸び悩んでいる。	継続	毎年4校以上の実施を目指す。	総務課	
106	「女性に対する暴力をなくす運動」の啓発	「女性に対する暴力をなくす運動」の実施期間にあわせ、シンボルである「パープルリボン」の普及や相談窓口である人権・男女共同参画推進センターの周知活動を行う。	毎年11月の女性に対する暴力をなくす運動週間に合わせて啓発活動を実施した。 ・本庁多目的スペース等でパープルリボンキルト、パープルリボンツリー、予防啓発ポスターなどの展示 ・工作教室(DV予防帽子など)、昔語りイベント、啓発品配布イベントの開催 ・タワーホール船堀展望塔のパープルライトアップ ・参加者数実績： H29(382)、H30(670)、 H31(454)、R2(500)、 R3(244) ※R3は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、区ホームページ内に特設ページを作成した。R3参加者数は令和3年11月の特設ページ閲覧数。	B	現状：実施した取組内容に記載したとおり、参加を促す工夫をしながら啓発活動を実施したことで、一定程度周知効果を高めることができた。 課題：開催箇所が毎年1会場のみのため、全区民への広範な周知が難しい。SNS等の更なる活用やオンライン上の啓発実施が課題。	継続	・展示会場での参加の楽しみと展示による広報効果を継続しつつ、オンラインでのイベント開催やSNSでの情報発信など、区民へ幅広く周知と参加を促せるハイブリッド型のイベント開催方法を構築する。 ・オンラインの活用により、若年層の取り込みを図る。 ・SNS等の情報発信を活用し、イベント参加者とSNS等の閲覧数の合計を毎年5%増やす。	総務課	

		取組	内容	これまで実施した取組内容	評価	現状・課題	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
	107	区職員の人権研修等の実施	あらゆる暴力の早期発見のため、虐待防止研修や人権研修等を通じて、職員の暴力防止のための意識啓発を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 管理・監督者を対象とした講演会（講演と映画のつどい）を年1回実施した。 参加実績：H29年度（96名）、H30年度（125名）、H31年度（124名）、R2年度（98名）、R3年度（79名） 一般職員を対象とした人権同和問題啓発研修を年2回実施した。 参加実績：H29年度（576名）、H30年度（592名）、H31年度（584名） ※R2・3は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、例年行っている集合研修は行わず、全職員を対象に人権e-ラーニングを実施した。 	A	左記のとおり実施し、職員の暴力防止への意識を高めることができた。	継続	引き続き、研修を実施していく。	職員課
	108	安心して歩ける道づくり	安全・安心な道づくりをすることで環境整備を図る。	「安心して歩ける道づくり」に基づき、すでに指定されている22路線で、重点パトロール、照度見直しを行っている。	A	指定されている 全22路線の街路灯LED化が完了した。	継続	路面の損傷状況、街路樹、街路灯、交通安全施設等の良好な維持管理を行っていく。	保全課
	109	私道防犯灯の助成	私道を明るくすることで、安全・安心なまちづくりをする。	私道防犯灯「設置等助成」や「管理費助成」を基に町会・自治会が新設・更新・管理が行いやすいように適切に助成を行っている。	A	まだ数多くの私道防犯灯が蛍光灯であり、蛍光灯ランプの消耗により不点灯が多く発生する。	継続	電力使用量の節減、環境負荷軽減を目指し長寿命の図れるLED灯具への改修を加速化させる。	保全課
	新	デートDV予防動画	デートDV予防動画を公開し、デートDV防止の啓発を行う。	「人と人とのよりよい関係について一緒に考えよう」をテーマとした動画を作成し、令和3年6月より区ホームページにて公開している。	B	令和3年度の動画掲載ページへのアクセス数は累計1,413回であった。更に広く啓発するため、動画の周知を拡充していく必要がある。	継続	年間累計アクセス数が2,000回以上となるよう、区公式SNSでの投稿等を月に1回以上行っていく。	総務課

4 江戸川区における政策決定過程への女性の参画状況（令和4年4月1日現在）

1. 議会

総議員数	女性議員数	割合
40人	11人	27.5%

2. 委員会等

区分	全委員会等数	総委員数	女性委員数	女性委員の割合
行政委員会	4	26人	3人	11.5%
附属機関	33	846人	197人	23.3%
その他	13	208人	41人	19.7%
合計	50	1,080人	241人	22.3%

1. 区職員

区分	職員総数	女性職員数	女性職員の割合
部長級	20人	3人	15.0%
課長級	80人	15人	18.8%
合計	100人	18人	18.0%

（再任用を含める）

全庁を対象とした取組みの進捗状況

資料5-2

① 発行物における表現の配慮(事業番号46)

・区発行物において、暴力や性に関する表現について、誤った内容や過激な表現等を用いないように配慮を行う。

I 取組み状況

全庁平均 (5点満点)
4.8

<評価基準>
5:徹底して実施できていた
4:ほぼ実施できた
3:概ね実施した
2:あまり実施していなかった
1:実施していなかった

II 特筆すべき取組み(一部)

特筆すべき取組み (一部抜粋)	取組み部署
・新庁舎建設基本構想・基本計画(令和3年3月策定)において、基本理念「区民サービスの拠点として誰にでも優しい庁舎」を挙げ、すべての人が快適に過ごせることを目指すよう記載している。 ・「船堀駅周辺地区まちづくり基本構想」(令和3年3月策定)において、「多文化共生社会」を実現するまちの形成を目指すことを明記している。	新庁舎・施設整備部
・災害時の授乳の注意点をまとめた「赤ちゃんのための授乳ハンドブック」作成時に、女性だけのイラストではなく男性のイラストも採用することで、授乳は女性だけの役割という先入観に配慮した。	危機管理部
・高齢者虐待未然防止の啓発ポスターについて、国・都・他自治体の表現やイラストを参考にし、区民に内容が伝わり、かつ、過激な表現と受け止められないように配慮して作成している。 ・暴力や性に関する表現については、厚生労働省や都の表現に準じるよう配慮した。 ・チラシやリーフレットを作成する際、使用するイラストや配色を、ジェンダーバイアスに繋がらないよう配慮した。	福祉部
・安全管理講習会や新規事業の個別相談会等における出席者名簿では性別記載欄を設けず、参加者の人権に配慮した。	土木部
教育指導課が発行する通知文及び資料等については、人権に配慮した文章表現になっているか複数チェックを行っている。また、指導主事による学校訪問では、校内掲示が人権に配慮されているものになっているか随時確認している。	教育委員会事務局
投票所入場整理券への性別の記載を、男女ではなく記号にしている。	選挙管理委員会

② 区施設のバリアフリーの促進(事業番号48)

・区施設の出入口部分の段差解消やスロープの設置、「だれでもトイレ」の整備など、誰もが暮らしやすい環境づくりを行う。

I 取組み状況

全庁平均 (5点満点)
4.5

<評価基準>
5:徹底して実施できていた
4:ほぼ実施できた
3:概ね実施した
2:あまり実施していなかった
1:実施していなかった

特筆すべき取組み (一部抜粋)	取組み部署
・SDGs推進センターでは、高齢者や障害者に配慮し、入口を広くすることで誰でも入りやすいレイアウトにしている。	SDGs推進部
・新庁舎建設基本構想・基本計画(令和3年3月策定)において、基本理念「区民サービスの拠点として誰にでも優しい庁舎」を挙げ、ユニバーサルデザインを意識した庁舎の実現を目指すこととしている。 ・「船堀駅周辺地区まちづくり基本構想」(令和3年3月策定)において、誰もが安全・安心に過ごせるまちの形成を目指すことを明記している。	新庁舎整備課
・本庁舎では入口スロープの設置及び多目的トイレの整備をしている。また、受付では車椅子を常備する他、障がいがある方等が来庁された場合は、利用しやすい近場の駐車場に案内するなど、来庁者一人ひとりに合わせた対応を行っている。今後とも意見があった場合は、その都度改善を行っていく。	総務部
・公園を改修及び新設工事する際は、東京都福祉のまちづくり条例に基づき、スロープやだれでもトイレを整備している。	環境部
・保育施設等は大規模改修等に合わせて改修していく方向性 ・車いすやベビーカー利用者が利用しやすい受付窓口の配置。 ・人権・男女共同参画推進センターにおいてスロープ、エレベーター、「だれでもトイレ」が設置されており、バリアフリーとなっている。 ・そよ風松島荘については、バリアフリー化が進んでいない。現在、車椅子利用者からの入居希望は無いが、必要が生じた場合が、職員が対応する。 ・一時保護所において、居室をおおむね個室化し、一人で入浴できるように 個浴も実現し。子どもの人権に配慮した設備としている。	子ども家庭部
・区内の視覚障害者団体等と、年1回「やさしい道づくり」意見交換会を実施し、要望への対応を通じて、誰もが利用しやすい都市計画道路や橋梁の整備に活かしている。	土木部
・バリアフリー条例に準拠し、学校施設を改築する。 ・学校の洗手所改修に伴い、バリアフリートイレを新たに設置している。	教育委員会事務局

現状・課題・今後の具体的な取組

「重点目標 1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち」について

<p>1 現計画の方向性</p>	<p>男女共同参画社会の実現のためには、男女平等な就労条件や仕事と家庭が両立できる環境づくりが重要です。このため、長時間労働や性別による役割分担意識の改善、多様な働き方の導入などの「仕事と生活の調和（以下「ワーク・ライフ・バランス」という）」の実現に向けた取組みが求められています。</p> <p>育児・介護休業法などの法制度やワーク・ライフ・バランスの推進に関する情報の周知・啓発により、男女がともに働きやすい環境の整備や働き方の見直しを推進するとともに、女性が就労の場において十分に能力を発揮し、活躍できるよう支援を進めます。</p> <p>(1)就業における男女共同参画の推進</p> <p>(2)ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援</p>
<p>2 区の現状・課題</p>	<p>(1)就業における男女共同参画の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度より SDGs 活動企業の運転・設備資金に対象者を広げたが事業周知が不十分のため、SDGs 融資について、認知度向上のため周知活動の必要ある。(No.3) 就職面接会・若年者就職応援セミナーに多くの方々に参加いただくことで就職につなげることができ、また、女性の再就職のサポートとしてセミナーや Word・Excel の基礎的な訓練を実施するなど、女性の活躍推進に貢献することができた。(No.12) 昇任選考や能力実証の受験機会及び対象範囲は男女平等に設けられているため、昇任意欲の醸成や男女平等に働きやすい環境の構築が課題である。(No.15) <p>(2)ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育ママについて、兄弟の年齢制限を撤廃し対象者の拡充を実施することで、利用者の負担軽減を行った。一方、保育ママの保育需要の多い地域、配置の少ない地域については、引き続き保育ママの確保が課題となる。(No.17) 保育施設の定員拡大について、積極的な保育施設整備等により、令和4年度の区の待機児童数はゼロとなった。(No.18) 区立幼稚園のショートサポート保育について、人あたり月8回の利用制限があるため、例年、回数制限の撤廃の要望がある。(No.24)
<p>3 今後の具体的な取組</p>	<p>(1)就業における男女共同参画の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> SDGs 融資について事業内容の周知が不十分であったため、認知度向上のため事業の十分な周知活動を行い、運転資金や設備資金の支援を必要とする企業に対し、支援を継続して実施していく。(No.3) 共催、後援のセミナー等を引き続き実施するとともに、全てのセミナーにおいて定員に対する参加者数の割合が100%になることを目指す。(No.12) 育児休業取得中でも受験可能であることや男性の育休取得、子の看護休暇対象年齢拡大など仕事と育児等が両立しやすい環境や制度について周知する。(No.15) <p>(2)ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 需要と供給のバランスを平準化するため、保育ママの人材確保に向けて今後も取り組んでいく。(No.17) 幼稚園の認定こども園への移行や大規模住宅の開発に合わせた整備等により待機児童ゼロを継続していくとともに、保育の質の確保に取り組んでいく。(No.18) 施設の空き状況や職員の配置状況を勘案し、令和4年度に回数上限を、8回から12回に増やす。(No.24)

「重点目標2 男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち」について

<p>1 現 計 画 の 方 向 性</p>	<p>誰もが自分の生き方を選択し、個性や能力を發揮しながら自分らしく生きていく権利をもっていますが、性別によって個人の生き方を制約する固定的性別役割分担意識が根強く残っています。この意識にとらわれず、全ての人がお互いの人権を尊重し認め合うことが、男女共同参画社会の実現につながります。</p> <p>また、性別等に関わらず全ての人が互いに対等な立場で、政策・方針・意思決定過程に関わることができるよう、社会の様々な分野における参画を推進します。</p> <hr/> <p>(1)男女共同参画の理解促進と教育の充実</p> <p>(2)地域活動への男女共同参画による活性化</p>
<p>2 区 の 現 状 ・ 課 題</p>	<p>(1)男女共同参画の理解促進と教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 各学校で使用する児童・生徒名簿において、男女に分けない「男女混合名簿」を全校で作成し、活用している。さらに、中学校において、標準服(制服)の「男子用」、「女子用」という呼称をやめ、「A型」、「I型」としている。(No41) 毎年、東京都教育委員会が発行している「人権教育プログラム」を活用し、各学校(園)の人権教育担当教員に対して、人権課題「女性」について講義している。(No44) 毎年実施している「講演と映画のつどい」に加え、毎年、多くの区民への啓発となるよう新たな啓発方法に取り組んでいるが、より多くの区民に人権尊重意識の啓発を行う方法が課題である。(No45) <p>(2)地域活動への男女共同参画による活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域団体への防犯カメラ設置支援を円滑に行うことで、防犯への意識を高めるとともに安全・安心なまちづくりを推進し、男女関係なく誰もが地域活動へ参画できる機会を提供することができた。(No52) 避難所における女性に配慮すべき課題について、避難所運営協議会などで協議を進めている。今後、訓練(授乳室・更衣室の設置訓練など)を行い、女性の視点を取り入れた避難所運営に配慮していく。(No54) 地域防災計画には円滑な避難所運営対策として男女のニーズの違いや運営への女性の参画等に関する配慮事項を「避難所開設・運営マニュアル」としてまとめるよう明記している。(No55)
<p>3 今 後 の 具 体 的 な 取 組</p>	<p>(1)男女共同参画の理解促進と教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様性を理解した教育活動の推進や多様な特性がある児童・生徒への適切な対応を実施していく。(No41) 毎年、1回以上は「人権教育プログラム」を活用した研修を行い、その中において必ず人権課題「女性」を取り上げ、教職員に男女共同参画に向けた指導力及び実践力を高められるようにする。(No44) 区公式 SNS 等を活用した情報発信を行い、啓発情報の受け手を増やす。また、講演会のオンライン開催やオンデマンド配信などを検討する。(No45) <p>(2)地域活動への男女共同参画による活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全安心パトロール隊にパトロール物品の配布による支援や防犯カメラ既設置町会に対する増設、未設置町会に対する新規設置の働きかけを継続していく。(No52) 避難所運営協議会未設立の避難所で設立を促進し、その中で女性に配慮すべき課題についての協議を行っていく。(No54) 内閣府男女共同参画局作成のガイドライン「災害対応力を強化する女性の視点」の内容を遵守し男女共同参画の実現に向けて取り組んでいく。(No55)

「重点目標3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち」について

<p>1 現計画の方向性</p>	<p>性別等に関わらず全ての人々がそれぞれの能力と個性を發揮するためには、生涯を通じて健康で安心して暮らせる環境が重要です。ライフステージごとの課題に応じた健康支援や、生活上の困難に陥った人たちに対して、生活の自立と安定のための支援を行います。</p> <p>さらに、配偶者暴力や交際相手からの暴力などの問題については、重大な人権侵害であるという認識を区民一人ひとりが持ち、相談体制の充実等を通して誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進します。</p> <hr/> <p>(1)困難を抱えた人達への支援 (2)生涯を通じた健康支援 (3)すべての暴力の根絶</p>
<p>2 区の現状・課題</p>	<p>(1)困難を抱えた人達への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ひとり親の「経済的・精神的な自立」のため、専門性の高い相談員が、ライフプラン、キャリア形成の相談にに応じているが、相談者によっては、就労経験が少ない等の理由によりマッチングが困難な場合がある。(No56) 生活困窮家庭の不登校児がいる家庭の中には、子どもの教育について親の関与がない、又は関心がないなどの問題を抱えている家庭もある。(No73) 協力団体等からの通報に対応し、必要に応じて安否確認を行った。また、地域支援会議を実施したことで関係機関と連携し活動できた。一方、介護サービスの利用がなく、地域との関りが薄い熟年者に関する情報が入ってきにくい現状がある。(No75) <p>(2)生涯を通じた健康支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 産後ケアについて、令和3年度中に通所型について区内で利用できる施設を追加し訪問型においても利用回数を3回まで拡大させた。また、利用申請が可能となる時期を妊娠中からできるように変更し、区民の利便性を向上させた。(No84) 新生児訪問指導について、年々出生数が減少する中、新型コロナウイルス感染予防や里帰りの長期化などにより、訪問希望者が減少していたが、令和3年度は妊婦面接での勧奨強化や電子申請も取り入れ、出生数減に対し訪問数は増加した。(No92) がん検診等の実施と受診勧奨について、受診勧奨のデザインを一新し、通知発送後の乳がんと子宮頸がんの受診者が増加した。(No97) <p>(3)すべての暴力の根絶</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性に対する暴力相談について、相談者に対して、情報提供や関係機関に繋げることにより、迅速な被害者保護や自立支援に結び付くことが出来た。(No102) DV相談カードの発行について、カード発行による周知のため、公共施設やイベント参加者に周知が限定されがちである。(No104) 数多くの私道防犯灯が蛍光灯であり、蛍光灯ランプの消耗により不点灯が多く発生する。(No109)
<p>3 今後の具体的な取組</p>	<p>(1)困難を抱えた人達への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 専門性の高い相談員が今後もきめ細かく相談・支援をしていく。(No56) R4年度以降、新型コロナウイルスが落ち着きを取り戻したのちに、不登校児の的確な把握から自宅訪問等での声掛けなどによって参加児童数を400人程度まで増やしていく。(No73) 関係機関との連携強化や、協力団体を増やしていくことなどにより、ネットワークを一層充実・強化していく。(No75) <p>(2)生涯を通じた健康支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 産後ケア(通所型)(宿泊型)の実施が可能な区内施設の開拓を行っていく。(No84) SNS等を活用し、新生児期の母子とよりスムーズに連絡が取れる仕組みや、育児不安や抑うつ状態等の早期発見及び早期相談につなげる方法を検討する。(No92) 区で実施しているがん検診の認知度を上げること、受診者を増やすための個別勧奨に力を入れていく必要がある。(No97) <p>(3)すべての暴力の根絶</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談者に対して必要な情報提供を行い、関係機関と連携して迅速な被害者保護に繋げるとともに、自立に向けての支援をしていく。また、引き続き区のHPやDV相談カード等で積極的に周知を行っていく。(No102) SNSでも年5回以上情報発信する。(No104) 電力使用量の節減、環境負荷軽減を目指し長寿命の図れるLED灯具への改修を加速化させる。(No109)

審議会等への多様な参画を推進するためのガイドライン（案）

1 目的

このガイドラインは、江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくり条例（令和4年3月30日条例第2号）第10条第4号及び第11条に基づき、審議会等の委員の選任に際して、多様な参画を推進するために、必要な事項を定めることを目的とする。

2 対象

このガイドラインにおいて「審議会等」とは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例で設置された附属機関
- (2) 前号に定めるもののほか、要綱等により設置する協議会、懇談会その他の会議体

3 目標

江戸川区男女共同参画推進計画【平成29年度～38年度（令和8年度）】の計画期間中に、次の目標を達成する。

- (1) 性別のいずれか一方のみの委員で構成される審議会等をなくす。
- (2) いずれの性別の委員の割合も、委員総数の30%以上とする。

4 取組内容

審議会等における委員の性別に偏りがあるときは、その設置目的を妨げない範囲内において、次に掲げる内容に取り組むものとする。

- (1) 公募枠を新たに設定しまたは拡大するとともに、委員の性別の構成比に配慮しつつ、性別がいずれか一方に偏らないように努める。但し、法律により委員の構成が特定され、公募枠を設定できない場合はこの限りではない。
- (2) 必要に応じて選任規定等を見直すことにより、多様な参画を推進する。
 - ア 条例、要綱等が職務指定（特定の役職にあることを選任の要件とするなど）を規定している場合（いわゆる「充て職」）は、選任規定を「～の長にある者」から「～の長又は長の推薦する者」などに改めるよう努める。但し、法律により職務指定がされている場合はこの限りではない。
 - イ 運用上（慣例として）特定の役職にある者や団体の長を委員としている場合は、当該運用等を見直すよう努める。
 - ウ 団体推薦の対象としている関係団体に委員の推薦を依頼するときは、依頼文に、会長職、副会長職に限らず委員の推薦を依頼することや、目標に達していない性別の委員の推薦に配慮を要請することなどを明記するよう努める。（推薦文例参照）
- (3) 学識経験者を複数名選任する場合は、性別がいずれか一方に偏らないように努める。

5 環境整備

会議開催時に一時保育を実施するなど、育児中の委員が参加しやすい環境の整備に努める。

6 登用状況報告書の提出

審議会等を所管する課長は、毎年度、審議会等の性別登用状況を記載した報告書（様式第1号）を、総務課長あてに提出するものとする。

7 性の平等と多様性を尊重する社会推進会議（以下「推進会議」という。）への報告

総務課長は提出された報告書に基づいて、審議会等の性別登用状況についてとりまとめのうえ、推進会議に報告するものとする。

8 適用年月日

このガイドラインは、令和4年〇月1日から適用する。

総務課長 殿

〇〇課長

審議会等における性別登用状況報告書（令和 年 4 月 1 日現在）

1	審議会等の名称			
2	審議会等の設置根拠	① 法律（根拠法令） ② 条例（根拠条例） ③ 要綱等（根拠要綱等）		
3	設置年月日	年 月 日		
4	委員構成	委員数	女性委員数	女性委員の比率(注1)
		人	人	%
5	委員の内訳 (うち：女性の人数)	① 学識経験者 人 (うち 人) ② 関係団体が推薦する者 人 (うち 人) 関係団体名： ③ 公募 人 (うち 人) ④ 区議会議員 人 (うち 人) ⑤ 区職員 人 (うち 人) ⑥ その他 人 (うち 人)		
6	任期	年 月 日 ～ 年 月 日		
7	女性(男性)委員を 30% 以上登用できない理由 (注2)			
8	女性(男性)委員の登用 に向けた今後の取組 (注3)			

注1：小数点第1位(小数点第2位を四捨五入)まで記入してください。

注2：性別のいずれか一方の委員の比率が30%未満の場合のみ、記入してください。

注3：「改選時に女性(男性)委員の推薦を依頼する」など、具体的に記入してください。

担当係：

担当者：

電話：

(推薦団体代表者) 様

江戸川区長

(審議会等の名称) への委員の推薦について (依頼)

日ごろより、当区の〇〇〇〇〇にご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。
す。

さて、(審議会等の名称) の運営につきましては、貴団体から委員の推薦をいただいておりますが、〇年〇月〇日をもちまして、現在委嘱中の委員の任期が満了いたします。

つきましては、後任の委員について、下記のとおりご推薦いただきますよう、よろしく
お願いいたします。

記

- 1 任期満了委員氏名
- 2 任 期 年
- 3 報 酬 円
- 4 推薦期限 年 月 日
- 5 提出書類 別添推薦様式および承諾書
- 6 特記事項

【例1】当区では、政策決定過程における多様な参画を推進するため、審議会等への委員の登用に際しては、性別に偏りがないよう努めております。つきましては、今回の改選に当たっては、女性（男性）のかたをご推薦いただければ幸いです。

【例2】当区では、政策決定過程における多様な参画を推進するため、審議会等への委員の登用に際しては、性別に偏りがないよう努めております。つきましては、今回の推薦に当たっては、会長職、副会長職に限定せず、可能な限り女性（男性）のかたの推薦にご配慮いただきますよう、お願いいたします。

【問合せ・提出先】

江戸川区〇〇部〇〇課〇〇係

担 当：〇〇〇〇

連絡先：〇〇〇〇

性の平等と多様性を尊重する社会推進会議 今後のスケジュール

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
I 現行の推進計画期間							
①前期（平成29年度～令和3年度）							
②後期（令和4年度～8年度）							
II 基礎調査（意識調査）の実施							
III 次期の推進計画策定							
IV 次期の推進計画期間							
V 推進会議の活動							
①中間の実施事業等の見直し	★						
②進捗状況等の評価（現行計画）	H29～R2	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
③基礎調査の項目等の検討					★		
④次期推進計画の原案等の検討						★	